九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

文化年間における天草のキリシタン

古野, 清人
九州大学九州文化史研究所

https://doi.org/10.15017/7174317

出版情報：九州文化史研究所紀要. 2, pp.19-69, 1952-03. KYUSHU BUNKASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

文化年間における天草のキリシタン

古野清人

一　まえがき

長崎縣下には今日でもカトリシズムに改宗しない多數のいわゆる古キリシタンがいるが、天草島ではどうであろう。現在カトリック信者の多い大江、富津などの村には、未だにキリシタンの傳統を守り續けている人々がいるのではあるまいか。このような疑問について回答を得ようと、二六年九月に宗教學研究室の太田清次助手とともに、天草でも不便なこの地方に探訪に赴いた。

この豫備調査の結論は、古キリシタン信者はおそらく現存していないということに歸する。その理由は、この地方には明治初年から熱心な外人カトリック宣教師の布教が行われて、大部分は集團的に改宗して了つたからであり、その際改宗しなかつたものは大部分が從來表面上その檀徒を裝つていた佛教に自然轉向したか、あるいは秘かに舊來の信仰を續けていたかである。この最後のキリシタン信者も現在では死亡して了つているようである。

もちろん、カトリシズムにも佛教にも改宗しないで、しかもキリシタンの傳統を守つていない一種の無宗教狀態の下で生活している人々も有るようである。次のような古老からの聞書は、簡單ではあるが、このような見解を裏書きするように思われる。

大江村西平の鶴山なか（八六歳）という老婆はおよそこう語つた。——舊姓は松前、イッサキという迫（小字のこと）に生れた。小さいとき母に生別れ叔母の緣づいた家にいた。そこは隱れた信者らしかつた。御馳走するとき大迫から水方カイチドンを呼んできてお經を上げた（カイチドンはカトリックに改宗せずに死んだ）。何の祝いかわからなかつた。死んだ者の供養であつたらしい。父は自分が一四、五歳のとき亡くなつた。父は隱れの信仰はしていなかつたらしい。自分は一七、八歳の頃カトリックになつた。叔母もカトリックになつた。この家の亭主作次郎（一一年前死亡）も古くからのカトリックであつた。その父も信者であつた。責めの道具で責められても信心を守つた。その頃大江村で信者は八人だつた。八人で大きな御堂を作つた。そのとき亭主は一八歳でそれに加つた。ガニ神父〔ガルニエ神父〕

の代である。カトリックの教は浦上のオマツさんから受けた。その當時五〇歳位であつた。一緒に教を受けた者は二十人位であつた。現在八八歳になる人もいる。野中の人でクボヤマ・サトが導いてカトリックになつたのである。もとは信者といわずにキリシタンといつていた。この部落は六十年前は二〇軒、今は五〇軒ほどあるが、このうちカトリックは一〇軒位。

彼女の夫作次郎の父鶴山角市は早くからカトリックに改宗した著名な人物で、大正四年舊九月二七日八〇歳で死亡している。彼女の隱居している家に訪れてきていた近所の杉山徳次郎氏(八一歳)は語る。——子供の頃に、カトリックにもならず寺へも行かない人があつた。ゴン・オジという人、寺えも御堂にも行かなかつた。野中の御堂の近くから、當地へ移つてきていた。鶴山角市よりも年少であつたと。この杉山老人の信仰は禪宗である。この土地にはメダイユも昔の書類もない由。この部落は甘藷、麥、粟が常食で、たいてい一戸當り二、三反の畑を耕作し、四反から六反を所有しているのは三、四軒にすぎないという。貧しい部落である。

野中の小字の腐豆にはカトリック信者が多いと聞いて、その地に川口運次郎氏(七九歳明治六年生)を訪れた。熱心なカトリック信者で、その五男は神父である。川口老は日清、日露の役に出て、日露には後備で鴨綠江の戰いに參加したという。記憶も確かである。——腐豆は私の一四、五歳の時、二四、五軒。現在は引揚者、四、五軒を加えて四〇戸位。引揚者を除いて全部がカトリック部落である。主な姓は八尾、川口、堀口、竹森、園田、下口など。この先祖はフル・キリシタンを守つていた。わたしが一五歳の時、全部が洗禮を受けて改宗した。クボヤマ・タケオ氏の弟サトル氏(その時分の教員で、天草では偉い漢學者)が最初に洗禮を受け、その指導によつて改宗した。フランス人ヘリエ〔フェリエ〕神父の時代である。古キリシタンで殘つている人は今はいない。二、三年前まで生きていた黒勘根(三〇戸位)の眞田牛松氏は一生カトリックにならずに死んだ。その家族はカトリックにならずに佛教になつた。カイチ・ドンというのは牛松氏の親父ではあるまいか。迫害の後に出てきたものは、フランスの大學に持つていかれたと聞いている。この牛松さんを「水方」といつていた。昔のお祈のことも詳しく知つていた。佛教の葬式をした後、内輪で消すこともしていた。これを「ぼんさんの經消し」といつていた。

昔の遺物は柱に刻み、壁の中に塗りこんであつた。わたしの家は三代前に近くの園田からこゝに移つてきた。クボヤマさんの分れである。今の野中の御堂は大正七、八年頃ガルニエ神父のとき建てられたものである。舊御堂は八人の信者が作つた。山上作次郎、久保中米次、鶴山角市、森下作次、野畑辰次郎の諸氏。すべて隱れて信仰を守つていた人達である。この部落の者は昔から古キリシタンで、わたしの子供の頃は、葬式は隱れ

てしていた。父辰五郎(四四歳にて死亡)は洗禮を受ける前は古キリシタンで、子供の頃には繪踏をやつていたという。役座松浦家(當主松浦正嗣氏)でやつていた。松浦家は近村八ヶ村の役座であつた。繪踏の後には、水方がお詫びをしていた。古のキリシタンの祈りをしたらしい。元はこの水方が洗禮を施していたのである。これをお授けというたとは聞かないし、またお帳役ということも知らない。祖父の常松は形式は佛教で葬つた。その碑はわたしの代に建てた。こゝは天草五三村のうちで田は最も少い。畑はたいていは二反位で、多い人は五反位を所有している。山林も少く、高濱村の十分の一位である。古キリシタンは神棚、佛壇など焼き拂わないと、司祭、神父が洗禮を許さない。カトリックには日曜の耕作は許されない。公務、農繁期、共同事業の場合には神父の許可を受けて仕事する。毎金曜には魚は食べてよいが肉は禁ぜられている。

ついでわたしたちは松浦家を訪れた。當主正嗣氏の話によれば、當家は元は一町田(三ヶ村)、小島、崎津、高濱、小里、下津深江の八ヶ村の大庄屋であつた。庄屋のことを役座といつたらしいと。またわたしたちは大江村の横濱に一泊したが、こゝは東、西併せて三〇〇戸位。カトリックにも禪宗にもなつていない人がこの町に多かつたという。戰爭中に禪宗になつた人多く、終戰後はカトリックになる人が多いという。カトリックは八尾次郎氏ら約六〇戸といわれている。

富津村の向江は古キリシタンと附近の人々から聞き、その地を訪れ、古老の山下とく(七七歳、明治八年生)さんの家で弟山下孫太郎(七五歳、明治一〇年生)さんに會う。孫太郎氏が主に語つた。この家には佛壇あり、床ノ間には天照皇太神宮、お大師さんの掛軸がある。——向江は俗にホドヤまたガタ・ノ・サコという。昔は二〇軒位、今は二七、八軒。わしはこの地で生れた。こゝは殆んど全部が山下姓である。わしは二〇から四〇歳までは貨物を運ぶ船に乘つていた。高島、鹿兒島などにも出掛けた。お寺は元は大江の禪宗江月院であつたが、四、五年前に崎津の普應軒が庵から寺になつたので、そこに移つた。こゝは古キリシタンの部落であつて、父岩太郎(孫太郎氏九歳の時、五一歳で死亡)までは信じていた。祖父與一郎(一六歳の時、八一歳で死亡)はフル・キリシタンを信じていた。祖父は役をやつていた。繪踏をやつたとも聞いている。この人がカトリックにならなかつたので、部落は全部ならなかつた。わしはキリシタンをやめた。別に教えてくれる人もなかつたからである。水の授けはしてもらうたのであらう。名付親が誰であるかも知らない。オラショ、雪のサンタ・マルヤなど聞いたこともないし、日繰りや經消しも知らない。天國へ行くということも聞いたことはない。お寺は信心している。現在檀徒總代を勤めている。お大師様は春夏秋冬穀物の良いようにと信じている。舊の三月二一日が祀り日である。別に大師講というのはない。古キリシ

タンは現在いない。軍ケ浦、小島にもいない。今留は現在カトリックであるが、元はキリシタンもいた。しかし今はやめて佛教になつたらしい。この土地は昔から百姓で漁師はいない。わしは畑二反四、五畝、田二反八畝をもつている。百姓のかたでに、運搬船に乘つて、薪や、杭木を運んだ。こゝはわしの小さい時はお諏訪神社の祭りが主で、舊九月九日にやつた。これを「くんち」といつた。この時期には漁船が五島に出て行くので、舊一一月一五日に變つた。迫々に神があり、こゝの八坂神社は舊六月一五日が祭禮、疫病の流行しないように祈る。このときにおこもりする。秋葉神社もあるが、これは火除けの神樣。ほかに惠比須、大黑もお祀りしてある。山下家がどこから來たか、わからない。キリシタンの時にはその關係者だけで結婚したとは聞かない。この土地は信心は一般に昔からの習慣でうとい。キリシタンを行つていた關係らしい。

富津村「もとの今富と崎津が合併した村」の崎津ではカトリックの宿老の一人である中敷基次氏(明治二七年生)に昔の話を聞いた。——今留、崎津、向江ともに元は隱れキリシタンであつた。隱れ隱れに守つていたらしい。水方のことをまた善人樣というた。向江では祇園さんの祭りの時などに、キリストを祀つたらしい。當地でも金比羅の二番松か大きな松に何か刻みつけて隱れて祀つていたらしい。崎津は漁師が主で農業に從つている家は僅かである。全戶數三〇〇位のうち百戶位がカトリックである。今富にはカトリック信者は少い。崎津にはいま宿老は六人いる。御堂の總代である。二〇歲以上の信者から選擧される。もちろん信仰深いことなどの條件がある。神父の許可がいる。わたしの祖父中敷國一(『切支丹の復活』には國松とあるが誤り)は三〇年前に六五、六歲で死んだ。曾祖父元吉が老齡に入つてから、祖父はカトリックになつた。元吉は眞宗、その子岩太郎は禪宗、また國一は禪宗であつたが日蓮宗を信じていた。父常一はカトリックであつた。現在こゝのカトリック信者は子供を含めて四二〇名ほどであるが、女子の數が少し多い。信仰の古い割合に信者は增加していない。他宗からの改宗者は殆んどない。戰爭中は壓迫されたが、その爲に棄教した者はない。御堂はもと繪踏を行つた庄屋の屋敷跡である。

このほか若干の人に質問してみたが、古キリシタンの信仰を今も守り續けている人は現存していないようである。水方などの役にあつた指導的な故老はもう死んで了つている。古くからのカトリック信者からキリシタン時代の追憶を聞くことはできても、今もなお頑として隱れ宗門を守り續けている人は現存していないようである。

その後、法學部の吉田道也敎授の御厚意によつて、高濱村の元庄屋上田家の所藏にかゝる若干の文書を披見する機會をえた。それは主として文化二年(一八〇五)におけるキリシタン容疑者の吟味に關するものであつた。わたしは非常な關心をもつ

て、これらの文献を讀んだ。というのは、第一にこれらの文献の記事は數年前から行つている長崎縣下のキリシタンの實態調査の豫備的成果と著しい類同があり、またかなりの差異を含んでいるからである。また記錄されている調書の中には、一世紀半以前におけるこの土地のキリシタンの宗教的性格を窺うに最もよい個人的告白が見出されるからである。

勿論、これらの資料の多くは既に本學名譽教授長沼賢海氏がおそらく最初に整理されて、論文『天草のはなれ切支丹の研究』の中に引用されている。また下田曲水編『誓定天草切支丹史』にも多くこの論文から引用して文化事件の顚末が略述してある。

日本キリシタン史において天草が特異な地位を占めていることは冗說の要をみない。永祿九年(一五六六)に初めてキリシタンが天草に入るとともに、天正年間には五千から一万以上の信者を擁していたといわれる。その後寛永一四年(一六三七)の島原天草の亂において、信者は壞滅したかに信ぜられていた。ところが特に文化元年頃からキリシタンが殘存していることが判明してきて、公事方奉行松平兵庫頭下知の下に吟味が開始されたわけである。その發覺の動機や事件の經過については、前記の論文や著書に略述してある。わたしはたゞ上田家の文書で見た範圍について、事件の推移を記し、ついでそこに現われている天草キリシタンの宗教的性格について卑見を述べたい。當時、大江、崎津、今富、高濱の諸村におよそ五千のキリシタンが殘存していた事實は確かに當局者を驚倒させたであろう。(『文化二丑年十二月、宗門心得違一件ニ付江戸行書付、高濱村控』によれば、五千百人とある。)一たび取締の方針を誤れば、それが第二の天草の亂を惹き起しはしないかを惧れたことは當然であろう。奉行、役人らは極めて愼重に異端者を搜査し、いわゆる愚昧の者どもを極端に刺戟しないようにして、しかも吟味の目的はあますところなく達成している。この事件の經緯を詳細に明白にすることは重要である。しかし、こゝではたゞ今富村、大江村、高濱村などにおける宗門心得違の者の吟味日記を通して、事變の經過を略記することに滿足するほかはない。しかも、これらの日記を整頓してみれば、當局者が一貫した正しい順序をもつて吟味を逐行していることが極めてよく窺われる。

こゝでは先ず日時を追つて、諸村における糺方または吟味を記したい。

二　今富村における糺方日記

『文化二年丑二月、今富村百姓宗門心得違糺日記、出役長岡五郎左エ門、上田源作』または『文化二年丑二月、今富村百姓共之内宗門心得違之者糺方日記』と題した記錄によつて、今富村におけるキリシタン信者の吟味の經過を辿つてみれば、大略次のようである。

この日記には最初に以下のような意味の口達が書留めてある。（他の個所で引用するのと重複する箇所が多いので、原文は省略した。）

大江村、崎津村、今留村三ヶ村は百姓共のうち宗門心得違の者が多く怪しい法を信仰している趣が聞えたので取調申出るように公事方御奉行松平兵庫頭様から御下知があったので、その糺方に近く取掛る筈である。ところが右のような怪しい法を信仰しているといっても、全く近頃他から傳授を得たとか、または絶えていたのを近年起したとかいうことではなく、愚昧の者共であるから、以前の風儀が殘っていたのを、先祖から申傳えて家々で仕來ったまゝにおし移ってきたことであろう。それで不意に呼出して糺方に取掛っては、御大禁を相背いて申譯ができ難いなどと心得て、万一恐怖の余りに逃散など致すかも計り難いが、それでは尚逃散の罪を重ねることになり、先祖から相續してきた家業に放れその身を亡すように成るであろう。それは何分にも不便のことである。さてまた逃散など致さないとしても、糺方に掛り尋ねる筋も押包んで有體に申出ない時には愈々御疑が掛り、よんどころなし手強く吟味を仰せつけられ、終には身のために成らないことは眼前の事ではあるが、愚昧の者ども前後の辨もなく驚くまゝに、かれこれ騒ぎ立てるかも計り難い。右のようなことは島原表においても御世話思召されていることであるから、これをお厭いになっていることをよく心得て百姓どもによく利害を申聞かせ、何事も有體に申出て、以後は改めて一筋に御慈悲を相願い申上げるような心相に相成れば糺方も素直に濟むであろう。そうなれば及ぶだけ御憐愍の御沙汰の有るように申立てゝやりたいから、このことを含んで末々穩便に治るようになるよう申談じ、糺方に取掛らない前に百姓どもによく教諭されたい。尚また右三ヶ村の外にも疑しい者を見聞したならば、その旨を申出でて、三ヶ村と同様に前斷の趣をもつて教諭されたいこと。

二月付のこの口達書によつて、庄屋たちが會合し寺とも連絡をとることを議し、またキリシタン容疑者を内偵した結果を記錄している。この口達のように、宗門心得違の者が多く居るのは旦那寺の平素の教化が不行届の所もあるのであつて、愚昧の者ども驚きの余り騒ぎ立てるようになれば、寺旦〔寺と檀徒〕ともに容易ならぬことであるから、江月院を呼出してとくと申達せねばならないのであるが、往復に手間どるから、このことを旦那寺はもちろん同宗もよりの僧からも精しく申諭すようにしたい、と談合している。

内偵した結果であろう。キリシタンの祭日と慣行と容疑者五一名が記錄されている。

一、ドメウゴ　シクミ　テリシヤ　キンタ　クワイタ　サベタ（精進）
セツタ（同）〆

右年中月々此七日目々々ヲ繰祝日ト申候由　祝日ニ者鐵物を忌候由

一、十一月を入と申二月をあがりと申候由

一、四足貳足を決而不食時も有之求て食事時も有之由

一、頭分之者死去致し葬墓を善人殿之墓と申候由

頭立候者

大江村　野中　市藏　桑屬　伊八　里　常兵衛

崎津村　下夕町　善吉　下モ町　周平　同村　北高濱　女壹人　他村江參申讀行樣子有之候由

今富村　崎津村周平同樣　西ノ河内　彌五平下モ　左平　大河内　彌三右衛門　西ノ河内　傳次兵衛　下モ　利左衛門　大河内　丈藏　同所　藤吉　同所　圓平　西ノ治内　喜左衛門

右ニ差續候者

大河内　傳吉　西ノ河内　善助　喜左衛門悴　同所　官藏　利左衛門悴　同所　茂左衛門　傳次兵衛悴　同所　恒左衛門　左平弟　下モ　新右衛門

又右ニ差續候者

蛤かた　與作　同所　新兵衛　太郎左衛門甥　西ノ河内　八郎兵衛　同所　孫左ヱ門　下モ　孫平

佛像所持之者　大江村西　德藏

尾ノ河内　加助

前ニ在之候市藏事ニ候哉別人ニ候哉此節難相分候

吉郎右ヱ門

長尾　太吉

里　作之亟

唐燒之佛像所持致候風濱里　松右ヱ門

越崎　吉兵衛

濱里　伊三ヱ門

崎津村　舟津　万吉

同所　勘左衛門

清左衛門

清太郎

今富村　西ノ河内　用兵衛

同所　太郎左ヱ門

同所　伴助

前方牛を殺候もの

同村　下モ　万平

同所　彌正平

西ノ河内　万兵衛

同所　彦七

同所　伊八

同所　太平次

大河内　廣藏

大山　虎右ヱ門

牛皮骨杯中買致候もの

崎津村　權兵衛

此もの目太吉と申候由　吉次郎

魯道和尚兄　久平次

右和尚去年都呂々村江罷在候節島原分奉行渡海之樣子承り久平次方江惡敷宗法之儀杯用心致候樣申遣候ニ付久平次手續之もの夫々申通候由相聞候

崎津村　婦之丞

右去年四月頃病死之所墓所江鯨付申候膳備候由

キリシタン容疑者を探索するのに、彼らが異つた佛像を所有していること、また佛教徒と異つて時によつては牛肉を食べ、魚を靈前に供える風習のあることに着目しているのである。

この間、奉行所からは庄屋宛に、松平兵庫頭樣から御下知と申すことを、百姓どもへ申聞かせると一層恐れるまゝ心得違いの筋もあつてはいけないから、御下知と申すことは其方共の心

得迄であつて、百姓共えは宗門心得違いの者に近々御取調べがある趣だということだけを申しておけ、また先般渡した頭書は百姓共に直ちに見せるようなことをしてはいけない旨の書付を渡している。このようにして、二月三十日の夜奉行川鍋次郎左衛門、役人渡邊種左衛門、西田市右衛門、原龍左衛門、代官成田彌源太、内田時兵衛が列座し奉行の部屋で、三ヶ村百姓共のうち宗門心得違いの者の取調べをするに先立つて百姓共が驚いて騒ぎ立て逃散などしないようとくと相談してまた申出るようにと、江間新五右衛門、御領組大庄屋長岡五郎左衛門、志岐組大庄屋平井爲五郎、久玉組大庄屋中原新吾、大江組大庄屋松浦四郎八、大矢野組大庄屋會所詰吉田長平、福連木村庄屋尾上文平、高濱村庄屋上田源作、崎津村庄屋吉田宇治之助、今富村庄屋上田友三郎に命令した。

三月一日には前記の庄屋たちに奉行からくわしく「御演説」があつた。この日谷川岩右衛門、渡邊良助が島原から富岡に渡海してきた。

三月二日役所の使者の間で前記の庄屋たち十名が談合した。

同六日に、宗門心得違の者共に申聞かせることを書付をもつて役所に伺いをたてた。その原文は次の通りである。

此度崎津村唐船援貸銀採合（ママ）御糺方去年中不相濟候ニ付御奉行樣御渡海有之候處江戸御勘定所ゟ被仰渡候者御預所大江組之内大江村今富村崎津村之儀宗門心得違之者有之趣組相聞候間右村々得と御聞糺之上有無被仰上候樣被仰渡候

由ニ而銘々共江仰聞候者宗旨心得違之者有之候間組合之人數不相穩在樣ニ申上尙又事替候持佛幷佛具珠數等取持いたし居候趣ニ相聞候此等之類不隱置爲差出利解申聞此段心底相直候半者御公儀之儀者島原御表ゟ御慈悲を以御引請成丈輕ク被仰下置候樣仰立被下候段被仰聞候其方共者村方ニ而重立候百姓之儀故自身之儀者勿論末々迄右心得違之者も可有之候間其方共ゟ得と申諭有樣ニ可申出候左候半ハ我々共ゟも精々御役所江御憐愍之相頼格別難澁ニ不相成取斗可遣旨申聞候樣仕度奉行候右之通申聞尙又答ニ臨ひ種々申聞も可仕候得共申分ケ之所御役所ゟ直ニ御聞屆可相成罷在申分ケ可仕候旨申聞置私共承屆次第御伺可申上候　已上

ついで覺として、江月院の鑑司と萬機、江間新五右衛門、平井爲五郎は大江行、江月院の德充と魯道、中原新吾、尾上久平は崎津行、江月院隱居の海雲、今富村の庵主格堂、長岡五郎左衛門、上田源作は今富行と、手合して三ヶ村へ三月十日に出役することが記してある。役人、庄屋、僧侶が協力して分擔した村へ説諭に赴くことをきめたのである。

そのため三月十日暮六つ時に高濱村庄屋上田源作が當村（今富村）に着いた。翌十一日朝御領組大庄屋長岡五郎左衛門が着いた。そして當日、さきの容疑者のうち、太郎左衛門、用兵衛、伴助、彌五平、ついで佐平、彌三右衛門、傳次、兵衛、利左衛門（不參）、大藏（是ハ去年死去）、圓平（右同斷）、喜左衛門、傳吉、善助、官藏、兼助、茂左衛門、恒左衛門（當春死去）、清右衛門、與作、新兵衛、八郎兵衛（不參）、孫左衛門、孫平（不參）を呼出して「利解申聞候得共相分候儀無之候」という結果であつた。

それで同十一日夜、清右ヱ門、官藏兩人を呼出し、とくと利解申聞かせ在體に申出て御慈悲を相願うようにといゝ聞かせた。同十二日には利左ヱ門、八郎兵衛、ついで万平(不參)、万兵衛、彌正平、彦七、伊八、太平次、虎右ヱ門、廣藏(病氣不參)を呼出した。同十五日には高濱から海運和尚がきて、同廿一日に歸つた。ついで廿二日に呼出された者は、新兵衛、清右ヱ門、茂左ヱ門、太郎左衛門、彌正平、兼助、伴助、左平、要兵衛、善助、傳吉、丈藏、孫左衛門、利左衛門、孫平、官藏、彌三右ヱ門、虎右衛門、万兵衛、平万、彦七、太平次、彌正平であつた。多くは再度の呼出しであり、殊に清右ヱ門、官藏は三度目の呼出しであつた。そして利解申聞せたが、「一向存不申」というばかりで、相分つたようではないが、とくと相談して返答をせよといつた、と記されている。

この日、長岡五郎左衛門と上田源作は大江村へ行つていたが、夜になつて今富村に歸つてきて、大江村では總村中が寄合つて佛像は八幡宮の神前に入物を置いて、夜中にこの入物に投込む筈になつている旨を傳えた。それで同夜、今富村では總村中一統を呼出してとくと利解申聞せ御口達書なども讀聞かせて、異物の分は村の庵に大江村で取計つたと同樣に夜中に投込むようにといゝ聞かせたが、夜中庵におよそ二百人ほども參詣したようであるが、參錢のほかには何品も投込んで無かつた。

翌廿三日に、組頭たちが、村方一統これまでの心得違の儀はお詫びしますし、以後は決して不埒の筋のないように仕りますから、あやまりの書付(誤書付)に血判して差出しますから、何とぞ御憐愍をお願いして下さいと申出たが、異物の分を差出さなければ相すみ難いであろうから、差出すように取計らえと申聞かせた。夕方江月院德充和尚が崎津村から當村へきて、夜に入つて五つ過に歸つた。夕方に會所詰大庄屋吉田長平が崎津村から當村へきて日暮すぎ大江村へ行くので駕籠人足を差出した。この日、德充和尚、格堂長老、長岡五郎左衛門、吉田長平、上田源作、上田友三郎の六人が、當村内の弓取の墓と申貳ヶ所に行つてみた。

この夜平三郎、源右衛門、又八が、異物も今晩氏神の拜殿に投込むように段々取計いましたが、投込んだとして後日その者が御礼を仰せつかるかもわからないと甚だ恐入つている樣子でありますから、異物を投込んだ者に御礼のないようにして下さらなければ一寸取計が出來かねますし、且また命にもかゝわりはせぬかと恐れていますから、これらのことを安心するように書付でも頂ければ出來るだけ適宜に取計い度く存じますと申出たから、つぎのようにした。

一札之事

當村拙寺旦那之内宗旨心得違之者追て御取調有之ニ付御呼出無之内事替候佛像佛具等致所持居候者は差出候御慈悲を相願候樣出役之衆ゟ段々利解被申聞候得共容易ニ差出候半ハ重キ御咎も可被仰付哉と何れも恐怖之体ニ相見候趣ニ付人不知夜分當所氏神之拜殿ニ佛像投込候樣爲致度尤右投込候者名前等後

日御糺無之樣被仰付尙又此節御差名之者共命ニ拘リ候儀無之樣不被成下候而ハ銘ニ差はまり取曖候儀も遠慮之儀ニ御座候段其方共分申出候趣尤至極ニ存候右佛像佛具等投込候者之名前御糺ニ不相成候樣願立可遣候勿論御差名之者共在体ニ申出已後を相改御慈悲相願候ニおゐては是又命分ニ相拘候儀無之樣急度請合願立可遣候則其方共爲安心一札差遣置候　以上

丑三月廿三日　　大江村　江月院

今富村
平三郎殿
源右衞門殿
ヌハ殿

右江月院ゟ之一札通銘ニ方ゟも急度願立可遣候間隨分差はまり取斗可被申候
爲念如斯候　已上

長岡五郎左衞門
上田源作

このような處置が人々を安心させたのであろうか、異像もその夜若干出てきた。出役の長岡、上田は、三月廿四日付で代官成田彌源太、内田時兵衞、渡部良助に宛て、今富村では御指名の者及び村中一統を呼出して種々と利解するように申聞かせましたところ、前非を恐れ入り、今後は改め偏えに御慈悲を願う心持になり、異像も昨夜別紙の書付のものを差出しました、ついては今日から村中一統から書付を取る筈にしていますが、もつともこの異像は今日持參させたく存じていますが、人足に持たせてやるのはどうかと存ぜられますので私共が近々持參するようにしたいと存じます、右の趣をお届けしますから宣しく仰上げて下さと申出ている。この口上と同時に、會所詰の大庄屋衆に宛て、わざわざ飛脚で出した急用の書狀を代官樣へ差上げますから、早速お上達下さいなどと依頼している。そしてこのことを大江、崎津にも知らせている。氏神の拜殿に差出してあつた異物はその覺書によれば、「一、唐金之樣成異物、變國物と相見申候、但堅一一寸余裏表共中ニ人形幷紅毛文字ノ樣成物有、壹ツ　一、同、右同斷、但堅八分余一方ニ塔ノ樣成形ノ内ニ十文字在リ一方ニは紅毛文字の樣成物在リ、壹ツ　一、土人形、變國物とハ相見不申候、但堅一寸五分位外ニ銀ニ而拵候堅一寸位花ノ形ノ樣成品相添、壹ツ　一、鏡、但五寸位表ニ人形有リ藤原金吉と銘有之和物ニ而御座候、一面」であつた。なおまた廿四日付で、今富村家別連印及び同村年寄平三郎から、出役の長岡、上田及び今富村庄屋上田友三郎に宛て詫び狀を出している。

差出申一札之事

一、當村百姓之内宗旨心得違之者多有之怪敷法儀致信仰候趣　御上樣江相聞近ニ御取調有之候ニ付御呼出無之内事替候佛像佛具等所持居候者ハ差出是迄之處在体ニ申出已後ヲ相改偏　御慈悲を相願候半ハ事輕被仰付候樣可成尙又各ニ之方ゟも御願立可被下旨段ニ御利解被仰聞承知仕候元來御差名之者共迚も何之幷も無御座家ニ而致來候儀を信仰仕御不審懸リ候儀奉恐入候右之者共始村方大勢之儀ニ而五人組之内心得違之者可有之儀も難斗奉存一統奉恐入候已來之儀者村中申會五人組合互ニ相改右体心得違不仕候樣急度相愼可申候間是迄之儀何分御憐愍を以御用捨被仰付御慈悲之程偏奉願候乍恐此段御上樣江宜敷被仰上被下置候樣村中一統連印奉願候　以上

この日、高濱から海運和尙が來て、翌日歸つたが、廿四日夕と廿五日晝とに二座說法をした。廿五日に上田源作が富岡に赴

いて、さきの異物を持參し前記の書付も添えて役所に差上げた。なお三月廿四日付で、奉行川鍋次郎左衛門は江間新五衛門、大江村掛り役人に宛て、次のような内容の命令を下している。これは掛り役人のとつた處置に滿足せず、檢察をさらに促進することを巧に命じている。

先般口達書をもつて沙汰しておいたので百姓共を呼出して利害申聞かせたところその趣を一通りは聞請け、呼出された者から小前々々には申諭し佛像なども差出し何事も有のまゝに申出ることにして村内不殘寄合つて相談し、佛像は八幡宮神前に入物を差出して置けば夜中にそれに投込んでおきたいと一統が申した由であるから委せておいたところ、去廿二日の夜別紙の通りのものが入れてあつた由。右の品物は見た。ところが夜中に誰も知らないように佛像を差出す様な事では、何事も包まずに有のまゝに申出て今後心底を改め御慈悲を願いますと申すような心相〔心境〕には未だなつていない。佛像など所持している名前が現われてはお咎もひどく掛つてくるなどと身分をかばつては、却つて役所向を欺く道理になる、ほんとに利害を聞請けたならば何事もありのまゝにわれ先にと申出て異法の品は何によらず村役人に差出して、この上は一日も早く糺方がすんで少しでもお上の御厄介になることが薄いようにするならば、これまでの心得違の御咎も輕くなるであろうと心得ることこそが、本意でなければならない。ところが前斷の通り役所向を欺くように見えるのは、其方共から申聞かせた利害が未だ臍落不致〔納得できないの意か〕か、または彼等が信心している宗法では、どんな詮議や教諭に逢つても、この宗門を信心する心を飜して法儀に外れる罪は重いと疑い惑うているのではないかと思うが、今さらそのような事に迷う場合でなく、この上もない心得違のことである。この土地に生れ、佛神の加護、君の御恩をもつて家族一同安穩にこれまで過してきた身分で、天下御法度の怪しい法儀を學んでは一々理に叶うであろうか、天理に叶わないでは後世まで安穩になる道理がない。銘々は、この節心底を改めず少しでも隱しおくならば、心得違の者の子孫はもちろん當郡中一統の惡風となり、その罪は何ほどになるか計り難い。銘々は先祖の慈悲や善行の惠でこそ相立つている身分であるのを、末代子孫の患となるような惡風を殘して、何をもつて子孫が繁昌するか。何ほど愚痴の者であつても、これらの勘辨のつかないわけはない筈であるが、たゞ恐怖の余り疑惑していることでもあろう。そうであつてはとても相すまないわけであるのに、かれこれとひまどつて日數が重なるほどに罪を重ねることにもなる、こういうことでは不便の事であるから、後悔しないように、なおまたとくと申諭し、速かに調方がすむようにせよ。その上でも心得違しているのならばもはや是非に及ばぬから御役所に呼出し相糺さう。何れにして

もこれまで仕來りの次第を聞いて以後風儀が改るようにならないうちは濟み難いが、こちらに呼出して數日掛つては村方一統の難儀になることは眼前の事であるから、今少し猶豫してやるからこのような趣をとくと申諭し申越されたい。

なお同日付で、代官、役人の名で、江間、平井、松浦に宛て、次のように同じ趣旨を述べている。

昨廿三日の御狀が着いたので見た。宗門一件調方について委しく申越され、その趣などはつぶさに承知し、お届けしたところ別紙の差圖をされたからなおとくと申諭し取調べ下さい。昨日よこされた書面の趣ではまだ利害の趣をほんとに聞請けているようではないが、小前々々には利害を承つた者からとくと申談じ佛像など所持している者は差出させ、何ごとも有のまゝに申上ぐる心持であれば追々には解け合うかと考えられる。何れも御心配のほどは察し申している。この上に日數がかゝつても事が分りさえすれば宜しいから、とかく氣永に申諭すことが專要に思われる。さてまたせんだつても演說に及んだことではあるが、百姓共が理解の趣を聞請け有のまゝに申出でようと申すことになれば、まづ其方共異法を信仰致しているのは、どのような次第からであるか、御役所においてお聞になつた趣をわからないというような申分などしては、數日掛つて難澁になることであるから、一通り我々に咄してみてくれと申聞かせ、信仰の譯分など聞いてやつて、もつともの申分であるなら、その通りに申せば、お役所の御聞糺もすらりと相すむであろうと聞かせてやるようにして取調べられたい。そうすれば、その上で御役所に呼出し各村方で聞込まれた譯合を一通り申させ、聞渡のすんだ者は直に村方へ返し、また外の者を呼出し右と同じように聞渡し歸村させるようにしたい。そうしないと、最初から役所で相糺しては、多人數であるからなかなか急には片づくことではない。數ヶ月かかつては村方の難澁も輕くないことであるから、前斷の趣をもつて役所の吟味に暇どらせないで、素直にすむよう取調方が專一であるから、この旨を含んでお取曖（干渉する意味か）されたい。

このたび申遣す趣は外二ヶ村に出役の者にも心得のため申しておくから、談じ會つて區々にならないよう取計い、なお變つたことがあれば早々申越されたい。以上。

三月廿六日に長岡五郎左衛門は大江村に赴き夕方に歸村した。翌廿七日には上田源作が當村に歸つた。廿八日には海運和尙が來て、廿九日に高濱に歸つた。なお廿九日にはさき述べた三月廿四日付の川鍋奉行の書付を總村中に讀み聞かせた。

ついで四月朔日、太郎左衛門は書付をもつて記憶していることを申出ている。

口上覺

一　天地のていうす樣　作神と奉り

あんめんしんす〳〵〳〵　二拝し

一 參とめ〳〵道のさんとめ　ふりやうノ煩とんしの咎あくしさいなん
これなきようにひとへに奉願

一 月ミ七日ミを祝日として種まき金物をいむ

一 十一月中を祝日と致し四足二足を用夫ゟ五十日を入と云夫ゟ四十九日目を上りと云ふ此内四足二足をいむ

この日、上田友三郎、上田源作、長岡五郎左衛門の連名で内田時兵衛、渡部良助に宛て「口上」を申している。即ち、今富村御差名の者共にこれまで異法信仰を仕つてきた様子を有のまゝに申出るよう御書付の趣のように段々利害を申聞かせましたところ、この午時頃發言仕りましたが、申出たうちに分りかねる儀が御座いますので、とくと糺してそれぞれ取調べました上、五郎左衛門〔長岡〕が參つて詳しく申上ぐる積りですが、まずこの趣をお届け申上げますから宜しく仰言つて下さい。已上。そしてこの書状を會所詰にも添状して申刻に飛脚に渡した。

翌二日には、太郎左衛門と用兵衛から承糺している。

覺　　太郎左衛門　申口

一 ていうす様と申ハ日天と奉存毎朝天を拜し申候

一 氏神拜殿ニ差出置候十ノ字之印有之佛像をていうす様と尊敬致申候

一 先祖共ゟ右、佛持傳信仰致來候處親孫助相果候節者私儀若年ニ而親ゟハ傳不申兄伴藏ゟ相傳候儀ニ而委敷儀存不申候得共是迄宗門心得違仕祭日ニ者同意之もの共江佛像爲拜候様仕候儀何分申譯も無御座自分壹人之儀者如何様ニ被仰付共致方無御座候得村方外心得違之もの共幷私子供之儀者宜敷仰付被下候様御慈悲之程奉願候

用兵衛　申口

私儀者太郎左衛門親孫助ゟ異法信仰之仕方相傳氏神拜殿江差出置候異佛も右孫助ゟ讓受所持仕候得共村内同意のもの拜ミ參候儀無御座候

なお同日、出役はこの太郎左衛門と問答を重ねている。

問 異法信仰致候儀は先祖共ゟ致來候儀を相傳へ候儀ニ候哉又ハ他方ゟ傳授を得候儀ニ候哉由來如何ニ候哉

答 他方ゟ傳法仕候儀ニ而無之先祖共ゟ信仰致候儀ニ而是迄押移信心仕候儀ニ御座候

問 信仰致候佛名ハ如何様ニ申候哉

答 天地のていうす様作神と奉り

問 佛拜ミ候節ハ如何様ニ念誦候哉

答 あんめんじんす〳〵〳〵　二拜し　さんとめ〳〵道のさんとめふりやうの煩とんしの咎あくしさがなんこれなきやうにひとへに奉願

問 右之通信仰之ものハ何れも唱候哉

答 佛像持之外ハ不殘存不申あんめんしんす〳〵斗り唱申候

問 祭申儀ハ如何様ニいたし候や

答 月ミ七日ミを祝日として種蒔又ハ織物を忌十二月中を祝日と致し四足二足を用夫ゟ五十五日過入といい夫ゟ四十九日目をあがりと云此間四足二足を忌

右五十五日之間者四足二足佛にも備へ我々も給〔食の意味か〕申候得共其通ニ者致得不申候ニ付鰯ニ而モ有合ニ用申候

四十九日之間精進ニ候得共是も其通りニハ致得不申肴給へ申候

問 四足二足何を用候哉

答 牛肉重ニ用候得共是ハ調へ兼候ニ付多ハ魚肉用申候儀ニ御座候

問 祭日の儀ハ仲間順番ニ相勤候儀ニ候哉其節者米錢ニ而も持寄賄等仕出候儀ニ候哉

答 仲間順番ニ相勤候儀ニハ無之佛像持之家ニ佛拜ミ參り候得共米錢持寄賄等致候儀ハ無御座候參候ものも有不參候ものも有之候

問 仲間之人數は書物ニ而も有之有候哉

答　書付所持不仕候

ついでさきに牛を殺した者としてキリシタンの嫌疑をかけられていた虎右衛門、廣藏、彦七、太平次が吟味されている。このうち廣藏だけはキリシタンでないと言上している。

虎右ヱ門　申口

一　四年前牛壹疋代百五十匁宮地岳ゟ相調參り大河内ニ而殺申候肉ハ壹斤壹匁づつ當村中ニ賣皮ハ七拾匁ニ崎津村吉次郎世話ニ而旅船江賣る右殺候節ハ万平万兵衛彌三平手合いたし右四人共あんめんしゆるすと唱申候

廣藏　申口

一　三年前九月牛壹疋代百匁ニ壹町田德兵衛ゟ調伊八江賣渡候處同人方ニ而配候　ていうす拜し候事無之候

彦七

一　牛を殺候儀決而無御座候得共あんめんしゆるすと唱申候

一　右同斷

太平次

同じ朔日に太郎左衛門、用兵衛ら二十一人連名で、吟味のために出張してきている大預組大庄屋長岡五郎左衛門、高濱村庄屋上田源作及び今富村庄屋上田友三郎に宛て、覺書を出している。前のと重複する箇所もあるが、新らしい興味深い事實も認めてあるから採録しておく。

一　天地のていうす様を朝夕拜む時ハあんめんじんす〳〵と三遍唱へさんとめ〳〵みちのさんとめ不慮の煩頓死之とが惡事さいなん無之様にひとへに御願奉り候と拜申候
是を作神とあがめ奉る

一　十一月ゟ正月迄毎月七日一日を祝日として種まかずかな物をいむ朔日ゟ七日迄之異名存不申候

一　十一月中を祝日といたし四足二足を用夫ゟ五十五日過入と云又夫ゟ四十九日めをあがりと云此間ハ四足二足をいむ尤五十五日之間ハ四足二足佛江供へ我々も給申候得共究通りニハ行届不申魚類ニ而も有合ニ用申候尚又四十九日之間精進ニ候得共是も究通り精進仕得不申我々ハ魚類給申候而も佛ニ者魚類供不申候尤四十九日めのあがりにハ四足二足供へ給申候四足二足と申ハ重ニ牛肉鷄肉を用候儀ニ御座候

一　祭の儀ハ仲間順番ニ相勤候儀ニ而ハ無御座佛像持之家ニ佛拜ニ參り申候尤米錢物寄賄等仕出候儀者近年相止申候

一　墓參致候節ハ手を組あんめんじんすと唱申候

一　死人有之節ハあんめんじんすと口外ニ者不出心中ニ而唱申候斗りニ御座候

一　七月盆聖靈祭之節魚肉供不申候

一　宮ニ參詣仕候節ハ其神之名を唱拜申候寺庵江參候節ハ南無阿彌陀佛と唱申候　右者私共宗門心得違仕信仰致來候様子御尋ニ付申上候書面之外唱言行ひ方存不申候此段以書付申上候　以上

四月四日には、長岡五郎左衛門は富岡に出勤し七日當村に歸つてきた。江間、中原も同様。この時渡されたものであろうか、四月六日付の川鍋奉行から今富村掛役人に當てた口達がある。その文案は次のようである。

大江村、崎津村、今富村の異法信仰の者の糺方を仰せつけられ、相始めたから一統心得違しないように利害申聞かせるよう追々口達書を渡して申諭したところ、何れも有のまゝに申出以後は改め御慈悲を相願う心相になつて佛像なども差出し異法の行い方など書付をもつて申出た由。それでその書付を見たところ有のまゝを申出たようにみえる。このような心相になれば最初から申聞かせた通り糺方も素直にすむわけで

身の爲に相成ることである。ところが佛像の出方に未だ不審がある。この節までに差出した分だけではない筈であつて、その上佛像に限らず異法に用いた品も有る筈であるのに、そのような品は差出さない。指名した者に限らず、どんな品であつても紛れがましい品は悉く差出し申さなければ、先般も申聞かせた通り、子孫はもちろん當郡に惡風を殘す道理であるから、さらにまたこれらのことをとくと申諭し、佛像はもちろん申傳えている口傳、書傳または佛器に至るまで殘らず申出るよう、さらにまた申聞かせよ。もつとも名指して尋ねた者のほかは、尋ねられないうちは申出ない方が宜しいなどと心得ているのではないか。もし左樣であるならば、甚だ心得違である。はたまた相傳つていることを隱して、燒捨てるか、あるいは海川などに流しても、後日これが顯われれば申譯の立難いことになり、身の爲にならぬことである。糺方が始まればそれぞれ分ることであるが、同じことならば一日も早く銘々から申出れば、格別に有のまゝの心底が見えて一入よろしい。それでせんだつて渡した名差と否との差別なく申出るようにせよ。なおまたこのような異法を信仰して心得違致している一類のものと、これに拘わらないものと人別を帳面に仕合けて、一家内でも、家頭ばかり、または家頭にかゝわりなく家内のうちに心得違致しているものもあると聞いているから、このようなところを仔細に書分けて差出すように申付け、差出したら此方へよこすようにせよ。

このようにして、四月十七日晩に、四右衛門曾孫の藤左衛門は「異佛掛物壹幅」を、また差名のうちの去る子年に死んだ藤吉の伜の庄助は「十文字ノ上ニはり付之人形有候異佛壹ッ」を差出している。また翌十八日には卯平、虎右衛門、伊八、廣藏、彦七、太平次を呼出して吟味している。

卯平　申口

一　女牛壹疋持居候處四年已前十一月中崎津村月ヶ浦銀藏江代錢貳百五拾匁ニ賣渡同人ゟ子分ヶニ預り居候所右牛病氣付三十日程起上り不申翌正月十日頃相果候ニ付早速銀藏方江右之段相達候處人を頼墓候樣申ニ付太去冬平仁藏右三人相頼私共四人ニ而釜わりの迫迄右牛持運ひ捨申候ものと存皮はき掛候處三十日程打臥居候故片平損し臭氣甚强はき候而も皮用立不申候故其儘右所江埋申候

虎右衛門　申口

一　卯平儀牛之皮はき候風聞私申出候ニ付見屆候而申事ニ哉之旨被仰聞奉畏候釜わりの迫同人收納小屋ニ而死牛の皮をはき掛候節行掛見候得共右牛損し居候而用立候樣子ニも相見へ不申尤取片付候迄ハ居不申候儀ニ御座候

伊八　廣藏　申口

一　三ヶ年以前十月始頃廣藏飼牛屋敷廻ノ畑ニ出置候處繩を卷石垣之下ニこけ落候へ遣ひ用に不相成候ニ付十一月初頃伊八江代錢五拾匁ニ賣渡同人引參候節途中ニ而石垣ゟ又ゝこけ落死候ニ付柿河原ノ松ノ下ニ居候松橋之穢多を頼私共兩人手傳仕皮をはき申候尤古皮代廿五匁右穢多ゟ受取肉は崎津と當村之内ニ而伊八賣申候廣藏儀ハ屋敷近所ニ而之事故加勢仕申候

虎右衛門　申口

一　此間申出候外ニは牛殺候儀無御座候

彦七　申口

一　是迄牛殺候儀無御座候

太平次　申口

一私儀兼而牛骨を拾ひ崎津吉次郎方江賣申候所三ヶ年以前五月右吉次郎申候者今富村之内平ノ三郎と申所江死牛壹疋有之候右吉次郎兩人ニ而皮をはき申候得共肉ハ腐候而用立不申候私江ハ貳錢拾匁吉次郎ゟ貰申候右之外ニ者牛ノ皮はき候儀決而無御座候

一出生之子供宗門ニ入候節ハ本尊ニ水ノ初穗を供へ其水ニ十文字を書亦其水ニ紙を浸し子共之額ニ當テ申候

一女子出生之節ハ右之通致紙を額ニ當テ異名をマルヤと付け申候

一男子出生之節ハ右同斷紙を額に當て異名をジュワン或者ヘトロ共名付申候其外名付も有之候由ニ候得共一ニニ相分り不申候

一宗門ニ入候者存命之内者俗名呼相果候得者右之異名を唱拜申候

一朔日之ドミンゴ6年中七日目ノ〳〵作仕候者ハ種を不蒔女ハ針を不取一切金物を不敢大工替ハ家屋葺替髪を不剃又者七日目ニ織候木綿染物着用不致候

一墓參り致候節もサントメを申候而アンメンジンスと唱申候

一何十歳ニ相成候而も宗門入候時者元之童子ニ成し其者之後ろ6外之者抱膝之上ニ戴水ノ中ニ十文字を書候而紙を浸し額ニ當テ其上ニ而アンメンジンス之唱方を傳申候

一宗門之輩死候時者疱瘡熱病等ニ而相果坊主之手ニ不掛を善き死と云坊主之事を罪人と申殊之外坊主を嫌法事杯致候而も跡を汐ニ而清メ申候

なお「覺」としてキリシタン暦の繰り方を、上下二組によつて異つているのを詳しく記してあるが、これは省略する。五月廿五日には大江村、崎津村、今富村、高濱村の四ヶ村は除いて、外の村々に親類緣合している者があつたら書出すようにとの口達が記されている。以上で糺方に出張した長岡五郎左衛門、上田源作の役目はほゞ終つたのであろう。そして富岡の奉行所に、今富村の頭立つた者の若干が呼出されて吟味されたのであろう。この日記は、六月廿七日に富岡に出勤のため船で宇左衛門、八十衛門、源藏、藤藏、俊左衛門幷に太郎左衛門、用兵衛、伴助、佐平、兼助を召連るという記事で終つている。

隣の崎津村については記錄がない。五月には奉行から次の口達を出している。

口達

宗門心得違之者是迄仕來候委何事も有体ニ不申出候而ハ尙更身爲ニ不相成事ニ付愚昧之もの心得違無之樣利害申聞追々申付候ニ付申諭候處仕來之趣有之儘ニ可申出旨ニ而一通者申出人別帳面等も差出佛像杯も追々差出候ニ付右佛像所持之名前等も此節ハ申出佛像をも猶可差出儀ニ存候處宇次之助罷出候ニ付承届候得者今以佛像持名前も不申由申候ていると申者所持之佛像壹ツ持參差出候然處大江村今富村之儀ハ佛像所持之者名面等も申出此節大江村杯者呼出吟味致候者共仕來之趣有体ニ申出候振合ニ而日數迄留ニも不相成早速引取候樣相成差當一統爲ニも相成事ニ候崎津村之儀ハ佛像所持之名面も不顯此上所持之ものも可有之筈之處一向不差出候者末心底を改有ノ儘ニ申出御慈悲を相願候心程ニ相成候事と不相見兎角異法ニ迷念有之成丈此度之所も隱置候内存候者多有之申合候筋ニ者無之哉甚疑敷心相ニ候所詮何程包隱候とも是先相學候儀ハ不相成事ニ候趣何事も隱置候ハ全銘〻一心之迷ニ而重罪を招候道理ニ相成愚昧之もの共とは乍申不便之事ニ候最早大江村糺方之儀ハ濟寄候ニ付近〻御役所江呼出承糺候樣相成候處前斷之通心得違致居候而ハ糺方も素直ニ相濟間敷當岡江永〻留置時宜ニ寄手强之吟味を請候樣可相成もの可有之も難斗皆以銘〻心得違ゟ右樣之場合ニ至候異法信仰之儀ハ御法度を背候儀故糺方之沙汰承候上ハ早速有之儘ニ申出異法ニ用候品を無殘差出心底を改御慈悲を相願見候ゟ外無之と存付不申候て不叶事ニ候處今以何事も申惜候体ニ有之候ハ甚不審ニ候如何相心得居哉心得方承届候事

五月

川鍋次郎左衛門

崎津村

懸役人

長沼賢海氏によれば、崎津村については、文化二年の信者發覺の際の糺明帳一冊が殘つているそうである。「その表紙に『異宗御呼出御糺方日記、文化二年丑八月九日ゟ、崎津村庄屋』とあり、九日より十二日までに、約千人ばかりのかくれ切支丹を呼出して糺明した日記である。之れを大江村及び高濱村の日記に比べると簡單であつて、信者の呪文や法具、經文などを餘り注記してない。」(『日本宗教史の研究』八七〇—八七一頁を參照。)

三　大江村における糺方日記

『文化二年丑五月、大江村宗門心得違之者御吟味日記』は、前に述べた今富村の日記と異り、出役または掛役人としての江間新五右衛門、平井爲五郎の記したものではなく、大庄屋松浦四郎八の認めたものであろう。それで村内での吟味の記錄は殆んどなく、奉行所におけるキリシタン容疑者に對する吟味の記事から始つている。

最初に頭立つた者またはそれに次ぐ者、佛像所持の者として若干の者が記されている。このうちで村内里の常兵衛と長尾の太吉が呼出されたが、常兵衛が病氣のため嘉助が代つて出ている。

四月晦日に嘉助、太吉を大庄屋に召連れてきている。そして翌五月朔日に兩名は奉行所の吟味場に呼出され、川鍋奉行、役人西田市右衛門、吟味掛代官原龍左衛門、代官成田彌源太、外に書役一人と江間新五右衛門立會で訊問された。この時、兩人は宗門の佛像名を尋ねられ、でいうすまた七日目くりの佛名を「三太丸や」と答えている。宗門の者の生きている時の名ざしを尋ねられて、女子は丸屋とがらつしよ、男は壽庵、べとろ、いなつしよと答えている。組合のことを尋ねられて、上下二組に分れていると答えている。また死んだ時、髮を立替える由だがと尋ねられて、髮の後ろに少し人の知らないようにして立置いてゆい替えること、またずだ袋は死んだとき和尚が歸つてからはづすと答えている。死んだ時墓所に魚肉を供へるそうだがその通りであるかと尋ねられて、供へまする宗門ではありますが、人目がありますから供へません、もつとも端々の者どもは供へることもあるようですと答えている。そのほか盆に魚肉を用いますことも同樣でありますと答えている。

ついで奉行所に差出した異物が列擧してある。三月廿四日夜に差出したもの、一、唐燒六角佛壹ツ　松右ヱ門　一、丑に乘金佛壹ツ　庄吉　一、壹寸金之金佛壹ツ　忠作　一、四角鏡佛壹ツ　喜內　佛名クワルタトイウ　一、土人形壹ツ　セツタト云嘉助　名まんしよ　一、丸鏡壹ツ　忠右ヱ門　ヲンクリキ。四月八日夜に差出したのは、一、ばん國金佛壹ツ　虎松　佛名サンタマルである。さらに四月十九日には多くの異物が差出されている。所有者の名を略して、品物の名だけあげておく。錢佛

三ッ、丸鏡佛一ッ、錢佛壹ッ、同二ッ、同壹ッ、小丸鏡佛壹ッ、大丸鏡佛壹ッ、襖引手の様子佛壹ッ、大丸鏡佛壹ッ、ばん國金佛壹ッ、戊の金佛壹ッ(佛名セッタ)、赤金作り成佛貳ッ、丸鏡佛壹ッ、錢佛壹ッ(佛名ゼンタ)、同壹ッ、ばん國金佛壹ッ(名いなつしょと申上る)、大黒形の佛壹ッ(佛名クリキ)、四角赤金壹ッ、引出し之様成佛壹ッ(佛名ヲンクリキ)、鐵のくず佛壹ッ。

五月二日に太吉、嘉助が壹人づつ兩度に呼出され、嘉助は次のようなことを申上げている。(これは大庄屋に報告したものであろう。)五月二日お呼出につき、申上げましたのは、かなしみの入と申す日は、百人のうち五十人までは絶食仕ります。また心がけの宜しい者は入のうち七日は絶食して稼方をします。もつともこれは百人のうち一兩人しかいませんと申し上げました。またこれらの日には精進します。四十九日はあがりと申しまして、分限相應に祝をします。子供や別懇な者が參りますれば酒でも有合せの物を食べさせますと申上げました。年中七日目毎には物種をおろしませんし、女は針など取りません。木綿など織りません。月代(さかやき)〔髪を剃ること〕なども致しませんと申上げました。この四十九日の間、持佛〔キリスト〕が難行苦行なさいますのは、現在の人が悪事災難のないようにお守りになり、また死んだ者ははやく天上に生れますようにお守り下さるのであると傳承していますから、その御恩報じに絶食や精進をして、わが身を責めるのでありますと申上げました。其方の差出した佛名は何と申すかとお尋ねでありましたから、せつたと名をつけておきましたと申上げました。また私の生れましたとき名付けられましたのは、まんしょと申します、親共も同名で御座いましたと申上げました。

銘々持佛の名も知らず死んだ人の名も知らない者でも、酒食を供へますときは、たとへば私が差上げますときは嘉助ぼろしもが酒食の初尾をそなへましたと申上げました。

夜でも晝でも、ものに驚きました時には、自分でわが額に十文字を引いて、あんめんじんすと三度唱えますと氣分が宜しうなりますと申上げました。

牛肉を遣わすというのはどういう譯であるかとお尋ねが有りましたので、三太丸屋が産をなさいますとき牛小屋に行懸られましたところ、牛が殊のほかあれ廻りましたので、附近の牛小屋に行かれましたところ、前ひざを折つて禮儀をつくしましたので平産をなされました。それで牛はころすと仰せになつたので、牛を供へるのだとの申傳へを承つていますと申上げました。

十一月冬至とうやを祭り、その日から五十五日過る日が悲しみの入、その日から四十五日過る日をあがりというのは、その意を得ているようだと仰せになりました。またお尋ねになつたのは、この四十九日あがりの日から七日目七日目とその年の十

一月冬至までくるのであるかとのことで、御尋ねの通りで御座いますと答えました。またお尋ねになつたのは、その年の冬至とうやが霜月の祭りに取合になるかと仰せられましたので、こちらから答えましたのは、三年廻りに閏月が三ヶ月あつて、またその年の延るところを取合せ何れを霜月の祭が十二月にかゝらないように取合しますが、私共に限らず外の者でもほんまには日々の取合せは難かしいと申しましたところ、これはいさゝか御不承に思召されたように相見えました。またお尋ねは、十一月祭りの日から五十五日に過ぎてかなしみの入は聞いたが、その五十五日のうちはどのような日であるか、この譯が無くては利前不宜と仰せになりその譯を申上げよと仰せになつたので、そのことはどのような譯であるかということは存じませんと申上げましたら、これも御不承に相見えました。

佛前に朝夕食の初尾供へること何か變つたことはないかとお尋ねがありましたので、ごもつともです、この宗門では食の初尾の供へ事はありしやうの初尾と唱え申します。酒の初尾を供へます事はべんしやうの初尾と唱えます。

死んだ時、葬禮が濟んで死人を墓に納めますとき、その向きようは東向にします。嘉助はこのように答えた旨を報告している。

五月三日に呼出されたのは先ず吉郎右衛門、次に伊八、伊三右衛門、平左衛門、勇吉、長藏(不參)。五月四日には、上組の嘉助、大吉、吉郎右ェ門、ついで濱百姓の忠右衛門と源藏。

あべまるや。がらさア。べんのふ、とをみんていこう、ゑれんた。ゑれんた。ゑんつう。べんつう、つうえん。じんづう。さんたアまるやア、まアてる、のふべつ。のふべつ、とうゑの。のみきり。ゑのつう。おやまのつう、あんめんじんす。〔後の平左衛門の經消の文句など參照。〕

このように、人が死んだとき唱えれば、死人のとむらいになるということを親共から申傳えていると忠右衛門は申上げている。源藏は、あんめんじんすの外は知つていない。

なお大江詰の平井氏からいつてきて知つたと附言して、四月八日に差出した物の名前が記されている。一、目貫壹ッ　一、錢壹文一、赤金くわん壹ッ、福之字在。これらの品の持主はよしという女である。

五月四日付で渡邊良助、内田時兵衛、成田彌源太の連名で松浦四郎八宛に、上組、恒兵衛、恒四郎、伴藏、下組、源藏、嘉助、上組小前、幸左衛門、嘉作、下組小前、市藏(不參)、伊助、濱、松右衛門を明後六日富岡へ出るよう申付けられよといつてきている。同日次の御達書を受取つたとみえ、これをまた志岐組大庄屋の平井爲五郎へ持參させている。

口達

宗門心得違之者共段々利害之趣相辨何事も在体ニ申出候趣ニ相成候ニ付紙方も追々相片付候樣ニ可相成候然る處此間も呼出し佛像之出方是迄差出品斗ニ無之末村内ニ所持之者可有之候段吟味致候處相互ニ村内ニ而穿鑿仕候得共是迄差出外所持之者一向無之趣申出候然ども村内之吟味末不行屆事と相見長助虎吉彌吉福藏此等も所持と相聞居候得共今以不差出候村内相互ニ實々吟味致

候半ハ右之外ニも可有之候事ニも此方ニ而も内穿鑿致候事ニ付追々名前之相分者も有之候ハヽ、可申聞候得共村方之處右四人之者ハ勿論外ニも右之趣相心得所持之者ハ早々差出候樣猶又可申聞富岡呼出吟味の上は早速可相分事ニ候得共右樣之品出方延引候而ハ身爲ニも不相成事ニ候間無心得違樣可申諭事

五　月　　川鍋次郎左衛門

江間新五右衛門殿
大江大庄屋殿

吟味は五月廿六日まで相ついで奉行所で行われたが、後半は簡單に運ばれているが、前半にはかなり愼重を期したらしい。指導的立場にあるものから逐次に吟味をすゝめたのであろう。數多くの唱え言が各人の記憶しているまゝに記錄されている。比較的に意味のわかり易いのと、まつたく呪文みたいに不可解のとある。重複の嫌いはあるが、珍らしいヒューマン・ドキュメントとして揭げておきたい。

五月六日に平左衛門と伊三右衛門が呼出されている。

平左衛門　壽庵申口

經　消

一　あめまるや、からさべんのふ。どふまんべゑこ、ゑれんこ。つうや、ゑれむり〳〵。ゑれすべ、ゑんつう、ふりつう。べんつう、つふゑノじんぞう、さんたア丸や。まあてる〳〵、うらひらのふ。のふべす。のふべこ。とりゑの、のみきり、ゑのつ九、山土野の土、あんめんじんす。

一　たねは八ツ　むねは九ツ　とは一つ、我行先はあらんの崎

此となへすじは惡病の節となへ候得ば惡はらいに而御座候

一　とうめ〳〵さんとうめ不慮の煩とん死のとがめ惡事災難これなきようにひとへにたのみ上奉るあんめんじんす

伊三右衛門　あるす申口

ばんじ。かない給ふ。でうすを始奉り。いつもひるぜんの三太丸や。さんみぎり。あらかんじゆ。さん壽わん。さんべゑてる。もろ〳〵のべやい。おんみばアてれん、心ことばのしわざをもつて。多くのとがををか志やる事、我があやまり、なり、我が誤りなり、あんめんじんす

五月七日には清作、伊三右エ門、伊八、勇吉、萬藏、恒四郎、源藏、喜助、太吉が呼出され糺方がすんで村に歸された。

源　藏（壽　庵）

たつときよふ。かりや。さましちやのさからめんとう不めたつとまいたまいおれちないのや、けがれなき人に宿させ給ふ、りやうすのおん母ひじりんさま、さんだの丸屋さまニひとへにたのみ奉るさんとうめ〳〵ふりやうの煩とんじのとがめ惡事さいなんこれなきよふにねがひ奉るさんとうめ〳〵

喜　助（へとろ）　恒四郎（壽庵）

ばんじニかなひ給ひりやうす始メ奉るいつもびりじんのふさん太丸やさんみきりすあれかんしやうさん壽庵伯母伯父なすとたつときわ申ニ申さるさんばうら、うんおかさる事我があやまつなりし

海のこしぐわん　同　人　伴　藏（壽庵）

たつときよふかりしちやのさかりめんとふ不免たつとまい給ふおれつなきとかけかりなり宿さる給ふりやうすの御母びるじん三太丸屋殿ひとへにねがひ奉る

あめまるや　からさへんなとうまんてらゑれとつやゑれむりしゑすへひれ二へんつうしふつうへんつうつうゑのじんすふ三太丸や山てるしのへすのふ浦へすののみきりゑんつう野山つう　あんめんじんす

恒　兵　衛

一　ばんじに。かない給へ。りやうすを始。奉る。いつも、ひるじんのふ三太丸や、さんみぎりす、あれがんしやうさん壽庵伯母伯父なすとたつときハ申ニ申さるさんばうらうんみばふてる心ことばのじわざを以おふくのとがおか

さるゝ事我があやまりなりし

一　りやうすのおまへにまゐり候すくへとかをおくりわたさせこんたをとりあけふさまじきてんにむがんて手を合せにくしんのとがよくしんのとが心まんきのとかいつわりのとか日ニ千七拾七度のおん悪とがの御ゆるしこいこい奉被下あわれ身かため〳〵

一　とふみ〳〵さんとふミふりよふの煩とんしのとかめ悪事災難これなきよふニ奉頼候

五月八日付で渡邊、内田の兩役人の名で松浦四郎八に宛て、下組角藏、德藏、喜八、清吉、順助、利平次、嘉次郎、恒藏が呼出されている。また濱里の松右衛門、おの河内の嘉作、桑津るの伊助、尾ノ上の幸左衛が呼出しが濟んで村に歸つてきた。八日付で、十一日から十二日に呼出すから間違いなく計うようにと指命されたのは林吉(病人不參)、作之丞、甚左衛門、五右衛門ら合計十六であるが、このうち五名は病氣不參である。

五月九日に呼出された者は六人で次のように申上げて、當日歸宅を許された。

五右衛門（壽庵、持佛善人）

一、海のこひぐんこの心中におゐてきずをこふむりしゝをよびいだしすべれすあるかつせんしりやうゑさせ給ふおんミてはましましハこのかいにおゐてたいしやうとおし奉るてんニおゐてはおんとくあわせなり終ふはからい給ふ奉るあんめんじんす

一、とふみ〳〵さんとふみふりやうの煩とんしのとがめ悪事さいなんこれなきよふニねがい奉る

一、たねは八ツむね九ツとはひとつ我行先はあらんがさき〳〵

作之丞（壽庵、女佛丸や）

一、とふみ〳〵さんとうみふりやうの煩とんしのとかめ悪事さいなんこれなきよふニ奉願候

甚左衛門（壽庵、佛二つさんとうみ）

一、右同斷

一、むねハ八ツ種は九ツ戸は一つ我行先はあらんかさき〳〵

善藏（めん長）

一、たつときよふかりしちやのさかりめんとふ不免とまひ給ひおれじなるとがげかなし藏すの御母三太丸や殿奉願候

又作（壽庵、女佛丸や）

一、たつときよふかりしちやのさかりめんとふ不免とまりたまいおれぢなきとめけかれなく宿され給ふ藏すのおんはゝひるじん身は三太丸屋殿不免たとまい給ひ

五月十日には嘉吉(へとろ)、岩吉(壽庵)、源作(壽庵)、彌五平(壽庵)の四名が呼出されて吟味がすんで歸宅を許されている。但しこのうち嘉吉は吉郎右衛門の代りに逗留している。ほかに同日市藏(へとろ)も吟味され、たねは八ツ、海のごしくわん、とうみ〳〵さんとうみ、たつときよふかりしちや、きりす丸、經消などの唱え言のほかに十戒のことを申上げている。

とうのまどめめんとうの事

第一、御一体でうずうやまひたつとみ奉る
第二、尊きみなにかけみなじげしがひをすへからす
第三、とみんこをいわみ日つとめまもるべし
第四、父母に孝行すべし
第五、人を殺すべからず
第六、しやいんの犯すべからず
第七、ちう盗すべからず
第八、人のざんをかくべからず

第九、たのつまをかいすべからず
第十、だいのためたがうみだにのみむべからず
右十ケ條よりメて二ケ條おんきわりなさるといふ事これあんめんじんず

五月十一日の呼出し吟味に際しては忠助（壽庵）は、とうめ〳〵さんうめ、とだけ申上げている。徳兵衛（壽庵）は、「一、とみんこつとめ御祝日御茶の初尾さゝげ給ふあんしやう殿へもろ〳〵の御親御受取被成被下候様ざい人てハ御座候得ともしきぜんの身を持ながら御願上奉るあんめんしんす三返」と申上げている。文藏（壽庵）は海のこしぐわん……を、清吉（壽庵）及び久藏（壽庵）はとうみとうみさんとうみとだけ、また三之亟（壽庵）はたつときよふかりのほかに、山などに行くときに唱えるという「この山に入るときはなんの木の柴をこしにおりさしあふらへんあんめんじんす」を申上げている。岩吉（壽庵）、源作（壽庵）、彌五平（壽庵）はとうみとうみとだけ、また本尊は三太丸やさまと申上ぐると述べている。源藏（壽庵）、久右衛門（壽庵）、恒作（壽庵）はとうみとうみとだけ申上げている。このうち恒作はなお七日目をどみんご、二日しくんだ、三日てるた、四日せつた、五日きんたと申上げている。

五月十二日に呼出された者のうち長藏（へいとろ）は、一、とうめとうめさんとうめみつのさんとうめふりやうの煩とんしのとがめ悪事さいなんこれなきよふニ奉願候あんめんじんす、と申上げている。順助（壽庵）は、一、天にましまず御あるじでうすさま、悪事さいなんこれなきよふに奉願候あんめんじんす、と申上げている。嘉次郎（へとろ）、兼助（壽庵）、清吉（壽庵）、九郎兵衛（壽庵）はとうめ〳〵、本尊はでうすさま、そしてでうす殿あんめんじんすと唱え、このように唱えれば、作が佳く來世に親子夫婦兄弟一所に行ける教だと申上げている。覺藏（壽庵）はとうめ〳〵だけ、李左衛門（とふめ）はうみのこしくわん、とうめ〳〵、たつときよづれを申上げている。また善藏（壽庵）の申上げた「とがのおらつしや」は次の文句である。

一　すぐやてへすの御前ニ而すぐにしとがをくりはたさぬとの事こんだとりあげふざまずし天にむかつて手を合せすぐやでいすのとがのおんゆるしをこい請奉願。にくしんのとが悪心のとがよくしんのとが。たんよのとが。こうまんのとが。こゝろちよきのとが。心よわきのとが。おれいし成のとが。よれいしやのとが、よれんじやのとが。ひゆうのとが人ゑらふるのとが。日に千七拾七度のとが。とがの御ゆるしをこい請け、奉願。ふるきびやうなる。とが迄もとがの御ゆるしを下されしよふに。あわれみ給へ〳〵。その御ために。よくのこんひさんに。申上とんしふりやうのやまいきたるとも。でいすのみことはを以テ。のかせ給へや。奉願とかゆへにほつがとくれのやみに。なされるばつのきなれどでりすの。からさをもつて。でいすのおひかりを以テ御母三太丸や殿の。おひかりを以。あきらかにつゝじんで奉願頼あんめんしんす。

下組の横濱の兼藏（へいとろ）と彌兵衛（みぎりす）とは、「せつた様をねんじあんめんじんすとなへ」、同じ下組の唐崎の藤吉（くわつた）と虎藏（べいとろ）とについては「てうすさまをねんじ候よし」と記してある。

神、あるじ、本尊は人によつてデウス、テウス、デイウス、デイス、リウス、などと異つて發音されている。唱え言の文句も個人間の記憶の差、あるいは訛りが著しい。

異物として一、鏡壹ッ、虎吉　一、引手之樣成品壹ッ、但内二十五字有、善助　一、唐子之樣成人形壹ッ、但高サ七八歩位鑄物也、福藏　一、蠻國佛と相見候品、但丸穴貳ッナリ、佛名さんとふめ、彌吉　一、赤金ニ而錢之樣ニ造候品壹ッ、猶右衛門女房　一、五六歩位之丸鏡木ニくり込候品壹ッ、但木ニ彫物アリ、虎兵衛　一、壹サ三四歩之大黒壹ッ、但燒物也、虎藏、を大江詰の平井氏が持參したので、これを十四日に奉行に差出している。

十四日には淺吉(壽庵)、利吉(同)、德兵衛(同)、爲七(同)、卯作(へどろ)、岩藏(壽庵)、惣右衛門(まんしやう)、友平(べいとろ)、福藏(くわつた)、清兵衛(じわん)、榮助(壽庵)、勝兵衛(へいとろ)、菊藏(壽庵)、佐右衛門(へいとろ)が呼出され、當日歸村を許されている。このうち惣兵衛と友平とはとうめ〳〵ばかり、また福藏から佐右衛門まではでうすととなえることしか申上げていない。

五月十五日休日、平井氏が持參した異物をまた奉行に差出している。一、銅ニ而錢之樣造候品壹ッ、佛名くわつた、唐崎、久右衛門　一、黑石之樣成もの壹ッ、佛名くるす、同所、太次右衛門　一、しんちうニ而丸ク拵候品壹ッ、佛名べとろ、同所、嘉市　一、丸鏡壹面、佛名てウス、同所　友藏、一、銅たゝきひらめ候樣成品壹ッ、佛名てウス、同所、政八　一、丸銅一面、佛名すゝた、野中、次右衛門　一、同、壹面、佛名おんあるじ、同所茂平　一、きせるちちたゝきひらめ候品壹ッ、佛名くりき、尾ノ河内、ふじ　一、唐物と相見候丸鏡壹ッ、佛名せつた、野中、久藏。この日病氣の林吉を村で調べさせて奉行に知らせている。林吉は本尊はでうすを信仰し年中祭日などは他の者に聞合せ人並に祭りしているが、「さんとふめ〳〵水のさんとふめ　ふりよの煩とんしのとがめ　惡事さいなん無之樣ニ奉願あんめんじんす殿」のほかは唱え言を知らないと記されている。

五月十六日雨天に上組甚兵衛、下組卯太郎外四名が呼出されているが、これらの者は病氣などで參上していない。甚兵衛は本尊でうすさまを念じているが、この佛を念ずると、此世では作德などもよろしくそくさい延命で暮していけるので信仰していると申上げている。卯太郎は何ごとも存じませんが信仰している佛のせつた殿を念じて人並に祭つていると申上げている。兩人は吟味が濟んで村方へ歸された。今日また上組嘉藏外十五名に呼出しがきている。このうちの半數は病氣または行違いで期日には出ていない。參上した八名は左記のように申上げている。

一、りうすさま念し候ばかり　左　七（壽庵）
一、りやうすさま　右同斷　左　助（同　）
一、とふめ〳〵ニ而りうすさま念し　助　藏（同　）
一、むねは八ツたねは九ツ前二回本尊りうすさま念し　嘉兵衛（同　）

この四名はりうすさまを念じ霜月二月の二回の祝い日には魚肉有り合せのものを備えて祭っているが、七日目ごとに祝いすることはない。百姓のことであるから毎日稼方に出るので種物などを忌むわけもないと申上げている。

一、とふめ〳〵たつときよふかり存居申候　嘉　藏（壽庵）
一、海のこしぐわん存居申候　禰兵衛（同　）
一、とふめ〳〵存居申候　左　平（同　）
一、りうすさま念し候斗り　勘　作（りゆあんと申候宿ニテ〳〵壽庵）

これらの者はりうすさまを祭れば延命で作徳なども宜しいという心積りで念じていると申上けている。

五月十九日には長右衛門（壽庵）外十四名が吟味されているが、申上げている唱え言は簡單になつている。指導者格の吟味から次第に一般信者に移つてきたからであろう。この日翌廿日に上組一五名が、同じく廿日には廿一日に下組二一名が罷出るように指定されている。廿二日には万助（へとう）、與三右衛門（いなしし）外十五名が吟味されている。廿三日には二二名、廿四日には二一名、廿五日には十六名、廿六日には一〇名が指定されている。このうちには女房も數名含まれている。このようにして病氣行違いの者、あるいは再吟味の者をも含めて五月廿六日には大江村の容疑者についての吟味は無滞すんだのであろう。この御吟味日記は廿六日における十一名の者の「再糺有之候處無滞相濟申候」という文句で終つている。

四　高濱村における糺方日記

高濱村の宗門心得違の者の吟味は村内においても漸く六月に入つて始められている。さきに引用した『今富村百姓宗門心得違糺日記』によれば、初めて奉行が指令を發した二月の容疑者は大江村、崎津村、今富村に限られていて、高濱村については觸れていない。おそらく高濱村はその後に追加されたものであろう。以下の叙述は『文化二年丑六月、宗門心得違之者調方日記、高濱村』による。これは村方において取調べた記錄である。奉行所に呼出されての吟味については別に『文化二年丑七月十八日ゟ富岡御呼出、宗門心得違之者共御吟味日記、高濱村』がある。

六月朔日に江間新五右衛門、平井爲五郎らが年寄要吉に迎えられ大江村から高濱村に着船している。御吟味に關して善藏、傳次平の兩名に世話方をするように申付けている。有力な容疑者とみなされている只助、彌助兩人を晩に呼出して御達書の趣を申聞かせている。これは川鍋次郎左衛門から江間新五右衛門と高濱村懸役人に宛てた五月付の二つの口達である。その内容は他村に宛てたものと殆んど同一のものである。

高濱村百姓どものうちで宗門心得違の者が怪しい法を信仰しているように聞いたから糺方を命ぜられ近々取掛るが、しかし怪しい法を信仰しているといつても、全く近頃他から傳授されたとか、または絶えていたものを近年起し立てたということではなく、愚昧の者であるから以前の風儀の殘つていたのを、父祖から申傳え家々でしてきたまゝ押移つたことでもあろうから、不意に呼出し糺方に掛つては、御法度に背いたことだから恐れて包み隱し有のまゝに白狀しない者もあるかもしれない、そうだとすると愈々御疑いがかゝりよんどころない手強な吟味も仰付けられ終には身の爲にならないのを愚昧のものどもだから前後の辨なく驚いたまゝに心得違をするかも計り難い、それでとくと利害を申聞かせて何事も有のまゝに申出て異法に用いている品も殘りなく差出し、心底を改めて一筋に御慈悲を相願う心相になれば糺方も素直に濟むであろう。その上では及ぶだけ御憐愍の御沙汰の有るように申上げてやろうから此旨を含んで未々穩便に治るようになるように談じて糺方に掛らない前に百姓どもをよくよく教諭されたい。

も一つの口達は、これも他村に宛てたとほゞ同一のものであつて、佛像や異名をつけた品がまだ殘つている筈であるから、それを隱して再吟味されたのではその者の罪科は申すに及ばず折角相糺したものをまた新に調べねばならず所有者も難澁するであろうからよく利害を申聞かせおくように、また銘々家内は勿論互いに穿鑿するように、再吟味するようになつて多人數で悉くが再呼出になるようになつては一統が難儀に及ぶことは必定であるから末端まで洩れなく吟味糺方のすまないうちに差出すように、もし一人でも心得違の者が有つたらば村中の難澁になることをよく勘辨して相互いに吟味するように申付られよ、との主旨である。そして高濱村白木川内の與左衛門、安藏、喜與作、儀藏、喜三兵衛、市平、作平、重左衛門、庄作、清兵衛、彌平、彌吉、折平、九郎吉、五郎、友作、只助、彌助、仁左衛門、和四郎、重作を呼出して内糺してみたら外に心得違のものも分るであろうと指令してある。

六月二日に差出されたこの二一名を呼出して御達書の趣意をもつて段々申聞かせたところ、當村はかねて庄屋から申聞かせたところでは天草郡は往古邪宗門も有つた場所であるから、このところ不信心であつては聞えも宜しくないし、村内でも白木河内の百姓どもは不信心であるように見えるので、今後信心するように即ち五ヶ年以前に準提觀音之印施を白木河内を始め村中一統に授け申された、これは村方の心得違いの者を氣づかれての事ではあるまいかと考え万一露顯しては一大事であると考えつき申合せて其後心得違いを相やめ五年以來はこの準提觀音の信心を專らにしています、その上この冬東向寺で授戒があり、これもまた庄屋から勸めて村中から百人余授戒に入り血脈

相授つた、その節病氣や差支えで行かなかつた者は當庵〔江月院〕の海運和尚から血脈を授けたので、當時においても心得違はないのでありますが、此節御吟味仰付られようとは存じあげませでしたと、申すので、そうように心底を改めているのならば、以前のことはなおさら有のまゝに懺悔するようにと申付けたところ、左樣なわけで御座いますなれば歸つてからお請申上げましようということを申したので歸してやつた。

この日傳次平、善藏が白木河内に早朝から登つて只助方で前記の者を呼び集めて内々に申聞かせ晝頃歸り、また午後から日暮までかゝつて歸つてきた。そして夜中までに再三參つた。三日に名指された者とも村會所に呼出し壹人づつ庄屋上田源作から詳しく利害を申聞かせたところ以前の心得違いを有のまゝに申出で、且また「差名」外の心得違いの者八名の名前を會所に申出たので明日呼出す筈。

四日富岡へ平井、江間の連名で内田時兵衛、渡邊良助に宛て御届書を出している。内容は、朔日に高濱村に參つて其夜お差名のうち只助、彌助兩人を呼出し御達書の趣意をもつて宗門心得違をこれまでしていたことを有のまゝに申出でまた村内に心得違いの者が有ることを知つているならば壹人も殘らず申出るようにと詳しく申聞かせましたところ、兩人の者御慈悲のところを感服仕つて自分どもは勿論外に心得違のものを穿鑿して壹人も殘らず申出るように仕りますと申出て、二日からこの穿鑿を專らにしています。内分に聞きましたが、當村の心得違の者は宗門の唱事は存じていません、祭日は霜月十五日、二月十五日を祝日にしているように聞きました。もつとも佛像は所持していないように聞きましたので、とくと穿鑿してみたいと存じています、というのである。

この日に、一、錢四文、内壹文仙台通寶、内三文寛永通寶、佛名丸屋さま、持主重左衛門、一、同貳文、佛名ワジミ樣アボス樣夫婦也、持主重助　一、同壹文、佛名ヲンクルギ樣、持主庄作一、同壹文、佛名アンメンゼンス丸屋樣、持主折平を差出している。持主たちは一文錢に佛名即ちキリシタン名を與えていたわけである。さきに差名に洩れた八名、彦十、戸右衛門、宇吉、吉兵衛、(大工)和四郎、久藏、伊八、伊左衛門を呼出し、御達書の趣意を申聞かせたところ心得違仕りませんということを述べた。

ついで庄作、彌平、彌吉、儀藏、九郎吉、市平、作平、重左衛門、喜與作、友七、清兵衛、喜三兵衛、只助、安藏、重助、彌助、友作、仁左衛門、兵左衛門について、誰から信仰を傳えてきたか、その唱言などを記錄してある。これは後に述ぶる『文化二年丑六月、宗門心得違調方口上書帳、高濱村』と重複するので、こゝでは省略しておく。

六月五日に昨日呼出した八人の外に、伴作、吉五郎、幸内母、重作、太藏、市兵衛、傳作、傳平、助藏、兵七、彦七、善

吉、仲藏、金七、市之烝、源吉、久兵衛、兵右衛門、一八名をともに呼出して申聞かせたところ有のまゝに申出る氣合になつた。このうち伊八、太次助、平四郎、彦十、幸内母、重作、大工和四郎、太藏、久藏については信仰の傳來や唱言が記錄してあるが、これも省略しておく。この記錄とともに牛殺しについての吟味が記錄してある。

一、四五年以前冬大江村越崎ニ而商ひ牛相果候ヲ同所武平衛ニ而解候而身代三拾五匁皮代七拾五匁ニ賣ル　武平ニ賣候也　　伴　作

六七年以前皿山和右衛門牛相果十なぐらに捨有之候を甚作ニ濕瘡之藥ニ致度頼ニ付解候而三斤半ハ女房持返り候ニ而爲給〔食べさせか〕候得共二切給候而後ハ大江金右衛門より貰ひ候ニ付遣申候大江之ものとも頼ニ付生候牛賣候事ハ毎度ニ而御座候女房儀ハ大江野中與八妹ニ御座候三拾年前嫁入致來其節迄は舅儀も心得違不仕候由ニ候得とも其後心得違仕候趣ニ承り申候女房儀ハ只今心得違仕不申候

一、四五年以前濕瘡之藥ニ仕候故牛肉壹斤大江武市ゟ調兩度ニ給申候得共宗門方心得違者不仕候　　吉　五　郎

（但六月廿日心得違之由申出候）

同　六　日

一、拾貳三年以前野中ニ住居仕候節今富村倉藏ゟ牛預り參り候處起伏も叶不申樣ニ相成候故其段申遣候へハ倉藏罷越大江村野中ゟ倉藏姉聟忠八を呼寄此方ゟ私小舅七兵衛を相頼私共四人ニ而右之牛を殺し皮は今富村江倉藏持參り肉者大江村江忠八持越申候尤夜分壹人ニ而荷ひ得不申候間私も加勢仕荷ひ忠八方迄罷越其夜中罷歸申候私へハ肉を少呉申候　　七　兵　衛

一、重作衛門ゟ申上候通牛殺し候手傳仕申候

宇平次　五作　光兵衛　紋兵衛　藤作　右衛門　五郎作

同　七　日

吉藏　儀右衛門、嘉七、爲七、丹藏母、與茂作、權太、彌市

右之もの呼出糺方申聞

同　八　日

大江村大庄屋、都呂々庄屋、德充和尚富岡から歸る途中立寄り左の御達書を持參した。

宗門心得違之もの夫々及糺方候處先非を悔是迄密々ニ仕來候趣有体及白狀心底を改御慈悲を偏ニ奉願躰ニ申出候間追々志を勵直旦那寺教諭を請候之樣ニ可相成事ニ候處此節之模樣寺方よ利勸候抱合ニ相成剩外寺杯も入込法談等人を集メ候趣ニ候處愚味之ものニ〔候〕得者他宗之不辨も表向之儀理相ニ拘り參詣いたし尚心得違之もの出來候哉も難斗左候而者心底を改教諭を請候心相ニ相成候哉も尚又難分實々心底を改メ候樣相成候得者彼等ゟ追々教諭ニ預度旨ニて旦那寺江參詣致候樣可相成左樣之ものへハ懇々申諭退而及沙汰候之迄ハ旦那寺たり共呼集メ申諭候儀遠慮可致旨懸り合寺々江申談候之樣宗門心得違之もの有之村々江可被申付候已上

六　月　　川鍋次郎左衛門

御代官中

同九日富岡御屆書

一筆申上候今二日四日兩度御返翰拜見承知仕候然者高濱村宗門心得違御差名之內彌助只助潮日呼出利解申聞翌二日貳拾壹人呼出御達書之趣意得與申聞候處廿壹人之ものハ早速感服仕私共存居候儀不包有躰ニ可申上心相ニ相成候ニ付尚又申聞候ハ外ニ心得違之もの多く在候趣相聞候間其方共とも穿鑿相中壹人も不殘可申出旨申聞候處御差名とも二今日迄ニ都合六拾人ニ御座候右六拾人之ものともハ是迄存居候纏文唱事尚又右を傳授いたし候もの之名前迄書付ヲ以夫々申出右人數之內四人ハ佛名を付信仰致居候之儀自分よ利持出し候佛像穿鑿之儀者人相調子候ニ混雜仕候ニ付此儀差延置兩三日中ニ取懸り候之樣ニ御座候祭日繰方存居候もの村中ニ無之以前大江村越崎三右衛門與申者よ利爲相知此方ゟも承ニ參候儀も御座候處區々ニ相成候而間違之儀も有之候ニ付霜月十五日二月十五日ヲ祭日之定日與相究メ居申候由ニ御座候六拾人外心得違之者只今穿鑿專仕候之儀ニ御座候經文唱事等名前壹人別書付認メ差上候樣可仕候高濱村之儀調方落人者在之由間敷哉與心配ニ存居候處只今之抱〔振か〕

合ニ而ハ大江村同様友吟味ニ相成候ニ付壹人も調子落有之間敷哉ニ奉存候最初呼出候節者佛像等所持不仕趣申出候處此儀ハ相隠居候事ニ奉存候佛名付候品所持いたし居候もの有之趣相聞候ニ付差出候様可仕候先右之段御届申上度如斯ニ御座候恐惶謹云

六月九日　　平井爲五郎
内田時兵衛様　　江間新五右衛門
渡邊良助様

二啓申上候前文ニ申上候纏文唱事存居候もの可自分ゟ爲書出候而可然哉御伺申上候

ついでかねて呼出中の病臥の久藏が九日朝死去したことが記してあるが、これは省略する。

同十日

一、是迄呼出之ものとも有躰ニ申出候
一、平井氏日暮頃大江ゟ歸ル

同十一日

一、大江村嘉助吉郎右衛門恒兵衛右三人出役見舞ニ相見ル
一、尾上氏崎津引取富岡江罷出候由立寄直ニ舟ゟ富岡へ被歸候

源藏、三次平、利助、彌太郎、權左衛門、廣七、常作、忠平、貞吉、又右衛門、六三郎、七兵衛、茂七、五八、平助、きち、彌市、とめ、榮兵衛、太吉母、與之助、福松、嘉藏、嘉兵衛、廣作、長平

右のもの心得違之者とも友吟味致申出候ニ付呼出糺方申聞候

同十二日

右のものとも段々糺方持合所ニ而も晝夜出精

同十三日

忠左衛門後家、作藏、長吉、宇左衛門、奈津
右同斷決而心得違不仕段申上候

同十四日

ひめ、いく、たま
右同斷決而心得違不仕段申上候
一、心得違もの不殘呼出佛像差出候様嚴敷申付候

同十五日

あさ、廣藏、たま
右同斷決而心得違不仕段申上候
一、錢壹文　デイウスサマ　友七
一、同弐文　同　斷　市平
一、大黒天一ツ　サンタ丸ヤ　彌吉
一、辨才天　丸ヤ　又右衛門
一、錢弐文　内壹文ハ四文錢　サンタ丸サマ　彦七
一、同壹文　サンタ丸ヤ　福松
一、大黒天壹ツ　丸ヤサマ

錢壹文

一、錢壹文　但四文錢也　サンタ丸サマ　喜三兵衛
一、人形壹ツ　丸ヤ　儀藏

錢壹文

一、人形壹ツ　マルヤサマ　嘉兵衛

弘法大師也

一、人形壹ツ　クルキサマ　助藏

西行法師也

一、目貫壹ツ　ジュワンサマ　宇平次
一、人形壹ツ　マルヤサマ　貞吉

弘法大師也

鐵壹ツ　マルヤ　カナクソト見へ申候　爲七

一、錢壹文
一、壽老神壹ツ　マヤサマ　傳作
一、木佛地藏　マルヤサマ　とめ
一、大黒天壹ツ　マルヤサマ　五八

〆拾七人

右之通差遣申候

一、是迄呼出之内心得違ニ相決候人數左之通

家頭　六拾三人
別宅　貳拾五人

〆　八拾八軒

此人數三百五拾貳人　内七拾八人幼年之ものにて白札ニ付
殘り貳百七拾四人心得違分
右之分今日迄調付候分也

崎津村人高　銀左衛門　葛吉　助藏

右之もの共呼出糺方申聞候處銀左衛門者心得違之由外兩人ハ心得違不仕候由
右三人共崎津村帳面ニ書上有之由申出ル

同　十六日　富岡屆

この屆狀は、江間、平井より内田、渡邊に宛てたもので、その内容は以下のようである。高濱村心得違の者を最初申出た者以外に穿鑿して誠心をもつて申聞かせたところ、友吟味をするようになつて家頭六三軒の外別宅二五軒合計八八軒、その人數三五二、このうち七八人は幼年の者で心得違の十字判を當てゝない由で、殘りの二七四人が心得違の者である。當村は人口の多い所で心得違の者が少いように見えるので調方に落ちた者が無いであろうかと格別に入念に穿鑿し前の人數の外三人心當りがあるように聞きましたのでこれも穿鑿するようにしています。この外には心得違の者の心當りは無いように聞いています。佛名をつけて所持しています大黒錢等も今日まで二一人差出し外の者も洩れなく穿鑿しています。勿論人別名前取調持つて參り差上げる積りでいます。これ以上は心得違の者も佛像所持しているものも御座いませんでしたら私ども引取方に仕りませうかお伺い申上げます。宜しく仰上げて下さい。

一、秩父三十四番歌緣起一ツ　マルヤサマ　ひめ
一、公時の人形一ツ　ジュワンマルヤサマ　嘉七
一、大黒天一ツ　ジュワジュ丸ヤサマ　傳平
一、大黒天一ツ　サンタ丸ヤサマ　太次助
一、大黒天壹ツ　ジュワンサマ　惣吉
一、大黒天壹ツ　丸ヤサマ　友作
一、大黒天壹ツ　丸ヤサマ　久藏悖庄藏

〆　七ツ差出申候

同　十七日

一、江間氏大江村江船ゟ罷越夜半頃歸ル

江間が大江に行つたのは、高濱村において調べ落しがないかを聞合せるため、大江大庄屋宅に同村頭百姓恒兵衛、吉郎右衛門、太吉、嘉助〔六月十一日このうち三名は出役を見舞ひに來ている〕を呼出して、高濱村心得違の者の名前書付を見せて、この名前のほかに知つている者は無いかお前達だけではわかるまいから大江村の百姓とも話し合つて壹人でも書付外の者があつたら包まずに知らせてくれるよう申聞かせるためであつた。これらの者はとくと相糺して申出ますと答えたとある。この連中は書付を差出し密告していたことは次の記事によつても判明する。

一、友助作兵衛嘉八珍作作蔵〆五人右之者とも先達而其方共内々申出書付之内ニ有之高濱ニ而相糺候心得違之者申承糺候處右之者共ハ決而心得違ものニ而無之與申上候彌心得違ニて無之哉之段尋候處右之内珍作儀ハ珍助ニ相尋候得者相分り可申作蔵と申ハ存不申友助者大江村西ノ善助與少し緣も有之由作兵衛ハ親作左衛門ハ心得違ニ而無之候得とも同人母兄弟とも心得違嘉八者親代よ利心得違之様ニ相聞候段申上候

同　十八日

儀七母、宇之助母
右之もの共呼出糺方申聞候

友助、作兵衛、嘉八

右之者とも呼出糺方申聞候處決而心得違不仕段堅申之候ニ付万一後日相顯候得者重キ事ニ候間此節有躰ニ申出候様申聞候處後日如何様御吟味御座候とも不苦相顯候罪科無御座万一如何様之もの歟御訴訟申上候もの有之候ハハ其もの對決仕度此度銘々名前御上江相聞候儀定而申上仁有之候而御疑も相懸り候事與奉存候ニ付可相成儀ニ御座候ハヽ右之仁與對決被仰付被下置候様奉願度申上候程之儀ニ付尚又村中承糺候處右之ものにおひ〳〵ニ決而心得違之ものニ而無之段申上候

一、珍作儀珍助江承糺候處決而心得違ものニ而無之段申上候ニ付尚又村方相糺候處同様申出候ニ付呼出不申候

一、　松下　和四郎

右之者最初御差名弐拾壹人之内ニ而心得違御受申上置候とも全心得違不仕以前よ利其段申上度奉存候得とも左候而ハ外人心得違之内も私同様申出候ハヽ御調方御差別ニも可相成一旦お受申上罷候處最早御調付ニも相成候ニ付私儀御除被下候様申出候ニ付實否糺候處彌右申分之通決而心得違之ものニ而無御座候段村中一統申出候

折平、和四郎、助蔵　〆三人

右之者呼出折平江異物之掛ケ物書和四郎儀ハ十文字ノ品甚左衛門よ利預ケ助蔵者丸鏡所持罷在候儀相聞候間差出候様申聞候處所持不仕與申シ再三申聞ケ得與勘辨致シ差出候様精々申聞置候

同　十九日

一、壽庵之畫像壹數　サンタ丸ヤ様　折平
但壽庵ノ字白三字五色ニ而書ク
直中ニ壽老人鹿ト鶴を愛し候圖相ニ畫ス

一、十文字　是ハ蠻國物ト見ル　庄作
但角ニ而作リ候品　珠數之玉八ツ添

是者甚左衛門十貳年以前頓死仕候跡ニ殘り居候儀私母より同人姉ニ而預り居母も八九年以前相果私方ニ殘居申候昨日和四郎所持之様被仰付候由ニ御座候得共同人方へハ無御座候私所持仕候ニ付差出申候

一、丸鏡二面　マルヤサマ　重左衛門

是者助蔵所持之由昨日被仰聞候由ニ御座候へ共同人所持不仕此鏡一而者私叔母兵七養母緣付候節私方へ持參仕候由ニ而叔母三四年以前相果候節私方娘江遺物ニ遣候一而者此間差出候錢與一ツニ仕所持罷在候ニ付差出申候助蔵儀兵七同家故右鏡助蔵所持之趣御聞出およひニ相成候與奉存候

一、友助作兵衛嘉八三人之もの今日も尚又相糺シ候處前文之通ニて彌心得違之ものニ無之

一、儀七母宗之吉母今日も呼出承糺候

高濱村峰ノ平　德平

此ものえ心得違ものニ而十年以前ゟ他出仕罷在候其親兄弟三人有之候ニ付御糺シ被成候ハヽ相分可事

源平

此ものの心得違

崎津村村人高　助蔵

右之者弐拾年以前高濱村江引越罷在元來心得違之ものニ而御座候處前方高濱村出火ノ節庄屋宅燒跡屋敷ニ而變國佛拾ひ所持致候風聞

同　廿日

右之ものとも承糺候處先ニ相記候通ニ付大江村江縣合

同　廿一日

覺

珍作

此者心得違聞糺候儀珍助相糺候ハヽ相分旨此間罷越候節其村ニて申候ニ付珍助始外心得違之人數承糺候處珍作儀心得違之筋是迄見聞不申候與申出候

作兵衛　友助　作藏　嘉八

右四人心得違之ものニ有之由此間罷越候節承候ニ付高濱村心得違之もの承糺候處右四人之儀一向心付キ不申由申出候

助藏

右助藏儀弐拾年以前引越居候得とも今以崎津人高ニ在之候右之もの先達而出役申ゟ相糺候處其節心得違之ものニ無之右家内之ものハ此方人高ニ候故相糺候處家内ハ心得違之ものニ相究り申候助藏變國佛所持致居候由此間爲御知ニ付精々穿鑿いたし候得とも所持致居候儀無之段申上候當村庄屋宅三拾六年以前類燒申候砌右助藏變國佛燒跡ニ而拾ひ候由爲御知ニ付此儀も穿鑿仕候處助藏儀其節十五才ニ相成出水之砌高濱村江罷越候儀無之候間拾ひ候儀無之候と申出候

德平

右之もの拾弐年以前他國いたし行衛相知不申兄弟女弐人内壹人ハ大江村又七女房ニ相成壹人ハ高濱村權右衛門後家右兩人呼出承糺候處德平心得違之儀存不申私とも儀決而心得違不仕候尤德平母大江村之ものニ候由親元心得違ニ候哉

右之人數此間爲御知在之候ニ付呼出穿鑿仕尙又當村心得違之もの承糺候處申出候者右人數之儀ハ村中ニ而一向心付キ不申候由申出相分り不申候右ニ付而者証據無之行屆兼候間其村ニ而証據ニ立候儀存居候もの無之哉御聞糺爲御知被下候無左候而者押手無之調子方取メり不申こまり入申候其村ゟ申候事も証據立候儀無之只風聞耳の事ともニ而者無之哉左候而ハ行屆兼候間得與御聞糺爲御知可被下候御存之通當村調方もあまり延々ニ相成御役所思召も如何敷奉存候間調方差急き度存候間乍御面倒此飛脚ゟ否哉爲御知可被下候

一、此間罷越候節高濱村心得違之人數名前帳頭百姓共へ相渡置候間今日御遣可被下候

一、其村惣人高爲御知可被下候右人高之内心得違男女人高御仕合ケ爲御下知可被下候右之段爲今後御意如此ニ御座候　已以

六月廿一日　　平井爲五郎

江間新五右衛門

松浦四郎八様

右之通申遣候處証據立候儀無之段申來候

一、助藏變國佛所持之儀當村宇平次承糺候ハヽ相分り可申旨松浦氏よ利申來候

一、右之通申來候ニ付早速宇平次呼出承糺候處助藏儀變國佛所持仕候儀見聞および無御座候且又前方當村出火之砌燒跡ニ拾ひ候與申儀同人ハ勿論外人ニても承及決而無御座候得ハ私儀大江村ニ而噂仕候儀無御座候與申上候

一、右之通申候ニ付高濱村御差名弐拾壹人呼出右之儀相尋仕候處助藏ハ勿論外人ニ而も火事跡ニて佛像拾ひ候者無御座候是迄風聞候も無不旨ニ付記置候分此間松浦氏ゟ書寫遣候樣度々被申越候趣ニては當村ゟ大江村江申掛ケ爲仕候體ニ存含事之樣相聞候得決而左樣之儀ニ而無之いつれ双方懸り合無之樣取斗候存入候而尙又相糺候積之處松浦氏ゟ右尋書付度々遣申候樣被申越候故相聞不申內ニ候得とも寫遣候幸イ其方とも相見之候事故當村合所ニて申談候ハヽ可相分申聞候處村合所引取申候

一、右之ものとも呼出候而當村ゟ申遣候儀不殘間違申候ものニ而も無之大江村ゟ相傳候儀も可有之被存候處ことゞ〳〵く大江村ゟ傳へ不申與申儀ハ不被聞屆其方とも丶勘辨有之旨申聞候處御尤之御儀ニ候間何れ當村之ものへ內談仕候而引取可申旨申上候處深更ニ及白木河內ニ而內分申談候間明日ニても當村より願出候ハヽ宜敷取斗吳候樣申上其夜引取申候

一、崎津人高助藏儀相糺候處心得違之者ニ而無之且又佛像等所持不仕候尤家さがし等迄仕見女房手前も再三相糺候得とも決而佛像所持仕不申候ニ付御屆申上候段村合所迄弐拾壹人申出ル

同　弐三日

峰ノ平德平妹　權右衛門後家

右のもの母ハ大江村之ものニ而心得違之者之由夜前右村頭百姓とも申上候ニ付尙又相糺候處八九歳之頃大江村江母與參り候節尾之河內作之烝山之下ニ有之候墓ニ連參候事を少し思ひ當候得とも唱言等は覺不申右墓ニ參候儀父忠助江かくし申候ニ付定而母ハ心得違ニ而御座候與存候德平儀ハ如何樣共存不申候妹ともハ尙又存候事ニ而無御座候壹人者弐拾年以前相果壹人ハ大江村又七與夫婦ニ相成當時峰ノ平江住居罷在候得共又七儀も心得違ニ而無之候得者女

房も心得違ニ而無之段申上候
一、是迄調仕候人數左之通
一、家數九拾軒　但家頭六拾貳人　別宅貳拾八人　此人高合三百六拾六人
內男百九拾五人　女百七拾壹人
內三拾貳人　內男貳拾壹人　女拾壹人　白札付
此白札付名前之者ハ幼年ニ有之心得違之宗門ニ相携不申候尙又十文字判受候ものニ無之分
殘り三百拾四人　內男百七拾四人　女百六拾人
一、心得違之家ゟ心得違不致家江緣付來候分　大江村ゟ七人　今富村ゟ三人
當村ゟ十四人
〆貳拾四人　男壹人　女貳拾三人
一、佛像三拾　一、珠數一　差出ス
右之通別紙帳面相糺有之候
一、惣村中五百五拾軒余家頭呼出此度御調方被仰付取調候御趣意御達書等逸々讀渡右心得違人別帳讀聞右之外五人組限り尙又其組々相糺方万一壹人ニても心得違之もの相殘居候ハヽ、今日中申出候樣申付候處是迄數十日御調ニ付組々成丈見聞およひ之處一組限相改候得共右帳面之外壹人も心得違之もの無御座候段堅申出候

大江村江懸合

昨日某村頭百姓共罷出候ニ付當地之趣右之者共江口達仕候ニ付御承知被下候儀與奉存候然ハ崎津村人高助藏儀高濱村江住居罷在候處南蠻佛所持之由當村宇平次存居候趣此者相糺候ハヽ、相分り可申旨爲御知在之候ニ付呼出相糺候處右佛自分見屆候儀無之外人ゟ風聞承り候旨申上候ニ付始終穿鑿相糺候得ども差分申宇平次申口相尋候時々間違耳有之候元來宇平次儀ハ不逞之ものと相見候利强ク相糺候ハヽ、其場之申遁ニ治定子致ス儀も申出候樣子ニ相見江尙又糺方相詰り候ハヽ、不逞之もの故不斗了間違之儀仕出候儀ハ有之間敷哉ニ奉存候依之御奉行ゟ御渡御差名之もの貳拾壹人內壹人ハ心得違ニ無之ものニ付貳拾人呼出助藏蠻國佛所持致候儀兼而承およひ候儀有之候ハヽ、此節御憐愍之御糺方ニ付有躰爲申出候樣利害精々申聞候處貳拾人之もの助藏儀蠻國佛所持致候儀ハ兼而不承候事ニ御座候得共御疑相懸り候儀故私ともゟ助藏手前得與吟味仕有無可申上候旨申上候追々穿鑿いたし候處南蠻佛者勿論名付所持之品も一向無之上ハ私共穿鑿ニ而行屆キ不申段申出候右之通申出候ニ付先達而江間新五右衛門罷越頭百姓ともへ存付之儀當村中百姓共存仕候も有之候ハヽ、不包爲相知候樣申聞置候事を在之候故助藏一弟之儀右之ものともへも御申聞置可被成候
一、調子方大體相片付候ニ付組頭百姓共呼出心得違人數名前爲讀聞右之名前外疑敷もの壹人ニ而も相殘り候ものハ無之哉心付有之候ハヽ、不包申出爲御知候樣今廿三日可申付積り二御座候右之段御懸合爲可得御意如此御座候

六月廿三日　平井　江間

松浦四郎八樣

追而御意候本父助藏儀宗門心得違之ものニて無之哉之旨糺方差詰〆見候處先達而崎津村ニ而調子方之節心得違之ものニ無之由申上心得違之ものとも助藏儀者心得違之ものに有之段申出候
一、助藏儀當村出火之砌異佛庄屋燒跡にて拾ひ候由宇平次其村ニ而申候由爲御知有之候ニ付右之趣助藏相糺候處此間申進候通拾ひ候儀無之與申出宇平次儀ハ大江村ニ而有体之咄しいたし候覺無之段申出候得共外人火事跡ニ而拾ひ候もの風聞も村方ニてハ一向不承由心得違之者とも申出此段爲承知申進候

己上

同廿四日

一、前文之通調方相濟當岡江船ゟ罷越
江間平井上田
同廿五日
一、御役所江江間平井上田三人罷出御届申上候
一、高濱村百姓之內心得違之もの男女人別帳一册
一、高濱村呼出之內心得違不在仕者名前帳一册
但白木河內上七拾五軒之內五拾九軒心得違仕殘拾六軒心得違不仕罷在候分名別書奥ニ添
一、珍助差出候經文書付
一、佛像三十　數珠一差上候者名前書幷佛名付共ニ
右之分御奉行所樣江上候

高濱村内における内吟味が終ると間もなく、七月中旬から富岡奉行所で吟味が開始された。この經過は『文化二年丑七月十八日から、富岡御呼出宗門心得違之者共御吟味日記、高濱村』において窺うことができる。この中での心得違の者の口述は、後に全文を採録する『文化二年丑六月、宗門心得違調方口上書帳、高濱村』と重複するところがあり、また差出された異物の記述はすでに紹介したのが多いから、こゝでは重要と思われる記事を日付順に記録しておくに止める。

七月十六日渡邊、内田の連名で大庄屋松浦、庄屋上田源作に宛て、高濱村庄作、織平、友七、兵左衛門、彌吉、只助を承糺候儀が有るから明十八日中に村役人召つれ罷出るべきことを命じている。それで十八日に御差紙の人數を召連れて出頭している。但しこのうち只助は病氣であるから彌助を新に加えている。なお十九日には七助、和四郎、彌平、伊八、傳平、源藏、友作、作平、喜與作、儀藏に廿四に罷出ることを命じた。

奉行川鍋、役人原龍左衛門、代官渡邊良助、代官内田時兵衛、物書荒木甫七が出席して御吟味場床上に上田源作が座して、六名が呼出されて吟味された。

其方共宗門心得違之儀相聞へ糺方被仰付先達而村役人共より利得申聞候處有體ニ申出候處ニ付此度於御役所ニ調子方致候ニ付不隱申出候樣經文唱云等余計申出候ハヽ、其罪重く可有と相心得候而ハ心得違ニ候間何事も仕來候處此方ゟ不相尋候も有體申之候樣左候へば心體相改御慈悲を願候心程ニ相成候儀見屆御上へも成丈ケ御慈悲之御取斗被仰付候樣申上可被替段御沙汰

右之御沙汰ニ付左之通申上候

一、高濱村之儀庄屋方ゟ兼而信心ニ罷在樣御申聞五ケ年已前準提觀音布施家別相授申候右觀音信仰仕候樣相成候處其冬新城村東向寺之授戒ニ入候樣赤々相勸メ被申病氣差合等有之東向寺へ罷越得不申候處ハ江月院隱居海運和尙ゟ血脈相授候樣被申聞夫々相授申候右ニ付（皆々）相考候者是ハ宗門心得違之儀被聞及候爲之事ニ而ハ無之哉相改不申候而ハ大切と後（其後）皆々申合せ心底相改其已後ハ心得違之儀無御座候へ共此節御糺方ニ付以前の儀有體ニ申上候

一、ヲミノゴヒカン　家祓ニ而御座候　家内十人　ジュワン
兵左衛門　七十四

一、アンメンゼンス丸ヤ殿　何事ニも唱申候
佛無御座候　〆　家内壹人　是ハ二人ニ候故跡ゟ其段申上候
シュワン　彌　助　五十五

一、經文ハ先達而差上候書付之通ニ御座候
尤覺居不申候祭之節ハ右書付讀申候

一、アンメンゼンス殿
佛無御座候　〆

一、ドウメサン〳〵　家内五人　トメンス　庄　作　四十六

一、アンメンゼンス丸ヤ殿

一、錢壹文佛名ヲンクルギ殿是ハ先達而差出申候

一、數珠一ツ十文字玉八ツ有　是ハ　右　同　斷
元來甚左エ門所持ノ品

一、蠻國佛壹面　佛名　クルギ殿　是ハ　此節差出候　右　同　斷
家内四人　是ハ　六人内一人當五月相果候
〆　五人　シュワン　折　平　五　十

一、アンメンゼンス丸ヤ殿

一、錢壹文　佛名　アンメンゼンス丸ヤ殿　是ハ先達而差上候

一、壽老神　鹿ト鶴と連候畫　大幅　壹枚
左右上下　壽字百三字有　是ハ　右　同　斷　〆

家内　壹人　シュワン
彌　吉　四十五
一、タツトキョウカリ　祓ニ而御座候
一、アンメンゼンス丸ヤ殿
一、大黒　壹ツ　佛名　サンタ丸ヤ殿　是ハ先達而差上候　〆
一、デウス殿　アンメンゼンス　家内六人　シュワン
友　七　四　十
一、錢壹文デイウス殿　是ハ　先達而差上候
一、十文字判之儀甚左衛門母ゟ右六人共ニ受申候
一、十文字判受候節ハ茶碗ニ水の初穗ヲ少入口之内ニ而何か唱云致息を吹懸紙ノこよりヲ渡シ額ニ當テ候時も有之紙ヲ折候而水を志めし額ニ十文字書候節も有之右紙ハ捨不申火ニ燃し申候
一、祭の節ハ米之飯ヲ供へ牛肉も稀ニハ調供へ申候高濱村ハ牛肉賣ニ參不申候假令參候而も人目も有之容易ニ調得不申候大方魚肉供へ申候牛肉供へ候ハ佛悅願事も別而叶候樣承及罷有候
一、盆ニハ魚肉決而供不申候元來ハ供候筈ニ御座候へ共人目忍兼是迄供不申候
一、死人有之候節葬方之儀高濱村之儀ハ人目忍兼候付心得違之法通ニハ何分仕候儀出來不仕候

覺

一、祭日操(繰)樣之儀高濱村ニは前方ゟ覺候者無御座大江村江承合甚左衛門存生迄ニは同人親類大江村越崎之三右衛門と申者江承合せ祭仕候へ共十二年已以前右甚左衛門相果候已後ハ十一月十五日ヲ入と仕二月十五日ヲ上リト仕右兩日ニ相究メ佛へ米ノ飯魚肉等相供へ申候尤入五十五日かなしみ四十九日合て百四日之積ニ仕候へハ右三ケ月ニては十四五日不足仕候へ共前方ゟ(祭日ニ貧家は銘々)時ならず米の飯ニても炊候へは外人不審ニ見請候體ニ御座候ニ付十二月二月兩度共ニ十五日ニ仕申候左候へハ十五日之事故余り不審も懸り不申人目ヲ忍候ニハ宜ト存付凡七ケ年程右之通仕居候へ共五ケ年已來ハ準提觀音相授信仕其上東向寺幷江月院穩居ゟ血脈等相授り右心得違之法相止メ祭之儀も決而不仕候

一、年中七日ごニ日操幷七日之佛名存不申尤初日をドミンゴと申候由聞傳へ罷在申候右七日目ごニ者髮剃らず種蒔かず女は針を取らずと申儀承居候へ共七日之日取も存不申候ニ付忌事も相守り得不申候
一、右異法信仰仕候ハ今世ニ而ハ息才延命ニして作方も宜敷來世ニては親子兄弟夫婦共々此世の如くニして天上界ニ參り榮花ニ暮候と申傳已前心得信心仕候儀ニ御座候得共右信仰仕候者ハ却而病難不仕合等多御座候今更神佛之御罰(トガメの意味か)ヲ蒙候候と奉恐入候　以上(兵左衛門外五名、書付を以て申上ぐ)。
一、右六人之者村方へ引遣申候

翌廿日には重助(七七)、和四郎(五一)、彦十(六〇)、伊八(四七)、源藏(五五)、友作(五九)、傳平(五二)、喜與作(五三)、茂市(二九)、儀藏(五〇)の十名が同樣に吟味され、村方へ歸された。

十一日には吉之亟(五七)、彌平(四三)、助藏(六五)、嘉藏(五〇)、安藏(六三)、喜兵衛(六三)、爲七(二六)、忠平(五七)、庄藏(三三)、彌太郎(四二)、宇吉(四六)、六三郎(五八)、貞吉(五一)、嘉兵衛(五七)、榮兵衛(四六)、宇平次(四六)、彦七(五二)、五八(三〇)の十八名が吟味され村方へ歸された。このうち喜兵衛は三十余年前に大江村より引越してきている者であるが、彼は「高濱村之儀万事大江村より人目を恐れ行ひ方仕兼格別違ニ御座候葬送幷盆之事杯正法之人同樣ニ仕申候」と述べている。彦七は一、かなしみの内の精進仕候哉とお尋ニ付申上候親九郎兵衛ハ仕候へ共私共仕得不申候、一、私儀兩親に早く離れ女房も兩人相果申候不仕合ニ御座候段心得違仕候罪と奉

恐入候と申している。現實の不幸を異宗門を信仰した罰であると恐縮しているのである。

廿二日には作平(六九)、伊左衛門(四七)、權太郎(三一)、傳作(三九)、清兵衛(三四)、戸左衛門(三九)、九郎吉(三〇)、善吉、惣吉(四一)、恒作(四二)、仁左衛門(六二)、喜與助(五二)、廣七(五二)、又左エ門(廿二)、重作(三九)、吉藏(五二)、太佐介(四六)、太茂(四九)、藤作(五一)、孫市(六一)、平四郎(五二)の二〇名が吟味されて村方へ歸されている。作平は、親代より仕來候作も宜息才にして仕合宜と申教候へ共却而不仕合に御座候と申している。善吉は一、幼年之時母と父離別致候後父之方ニ參候へ共父借用之替リニ崎津村次之亟方ニ遣父ハ方々と流浪仕其後相果申候父ハ心得違之者ニてハ無御座候へ共母ハ甚左衛門姉ニて心得違之者ニて御座候段万一十文字判ハ授不申候哉近邊聞合候へハ十文字判ヲ授申候由聞及申候私儀ハ右心得違之唱等存不申候信心等も不仕候段申上候一、右之譯ニ候へハ至而幼年之時之事ニて其身存不申内ニ母より世話致十文字判授候斗之事故心得違之内ニて無之段帳面御繰被仰付候と申している。藤作、孫市、平四郎の申したことは、後に再錄した『宗門心得違調方口上書帳』に附記しておいた。

一、右之人數へ祭日之事葬送之事御尋被仰聞候處先日ゟ申上候通同樣ニ申上候

一、佛像等外々ニも隱居候もの無之哉と御尋被仰聞候處友吟味仕候故決而殘居不申候段御答申上候

一、七日々々亦ハかなしみの内などニハ精進斷食等致候哉御尋被遊候處精進ハ前方ハ時々ゟ仕候事も御座候へ共當年斗備候者共ニ御座候故稼方ニ力なく究通勤得不申其後年久敷仕不申候斷食杯ハ下村ニてハ仕候由承及候へ共高濱村之儀一向仕候者ハ無御座候曰くりさへ存不申候へハ壹人も無御座候段作平ゟ申上候

一、葬送之時、兩方ハ血脈幷ニ數珠ハ爲持遣不申候段作平申上候

一、五六年已來準提觀音信心異法ハとんと止候段申上候作平

吟味は終り一同は村方に歸つた。

廿三日には茂七(四四)、伴藏(三四)、儀左衛門(五五)、彌市(三四)、三次平(五〇)、利助(四九)、廣作(三〇)、五作(三〇)、兵七、五郎作(三〇)、兵右衛門(五三)、福松(三一)、長平(三九)、源吉(三八)、七兵衛(五七)が吟味された。このうち「三次平申口相違ニ付留居外人ハ村方へ引取遣申候」。

三次平は一、先日貞吉ゟ差上候通リ持候佛像ハ拵事ニて私共一向存不申候段申上候、と申したことが疑惑を招いたのであろう。彼の申口について、貞吉、源藏を夜通し罷出候樣村方へ申遣している。

翌七月廿四日には次のように記され、この帳面の記事は終っている。

一、貞吉源藏未明ニ町宿へ着貞吉差上候佛像之儀三次平申口と相違之譯相糺候處貞吉母隱宅ニ而拜之居候品ヲ此節名ヲ付差出候段申出候

一、右之段御役所江申上相濟申候ニ付晝時少前ニ町宿ゟ打立村方へ引取申候歸懸下津源五郎江聞氏納やニ立寄辨當開村方へハ及日暮着申候

高濱村における異法信仰者の吟味は以上のような經過で終了

した。『宗門心得違家内十三歳以上名前覺帳、丑八月、高濱村』によれば、いわゆる白札付の十三歳以下の者を除いて、キリシタン信者が一六五名であり、内男五六名、女一〇九年と數えられている。女の數は男の倍近いのが注目される。

吟味は終つたのであるが、奉行所ではその後も決して調査を緩和してはいない。文化二年十一月調の『高濱村百姓傳平後家たつ外三人口書』はその片鱗を示している。高濱村百姓傳平後家、異名マルヤ、たつ(六八)、德右衛門後家、同、ふく(七二)、彌三右衛門後家、同、とめ(六三)、市左衛門後家、同、さや(七〇)は申上げている。

一、私共宗旨之儀代々曹洞宗ニ而大江村江月院旦那ニ御座候處内密ニ異法信仰仕候次第此度御糺ニ付而ハ是迄取行候始末不包有體申上候樣御吟味御座候此段私共旦那寺宗門之外家々仕來を取行候儀ニ而マルヤと申佛ヲ信仰仕候得者惡事災難を除無病息才ニ而作物等宜來世ハ親子兄弟一同宜所ニ生安樂之身と成候由承傳内密ニ信仰仕佛を拜候節者アンメンジンス之唱候迄ニ而委細之譯者相辨不申候然處同類幷私共之内ニも段々不仕合等ニ而身代難相立樣被成候もの多御座候ニ付右體他心ヲ含ミ異法信仰仕候故罪ヲ受ケ不仕合ニ茂御座候哉と疑惑仕居候處準提觀音ヲ信心仕候得者仕合能願望も相叶候由にて右觀音之繪像ヲ庄屋ゟ施行有之村中軒別壹枚宛相授り尚又村内庵主ゟ血脈等被授候ニ付佛法ヲ實意ニ信仰仕候者仕合相直り候儀も可有之哉と夫ゟ異法之儀者打捨候存念ニ相成五ケ年程已前ゟ相止メ當時異法信仰不仕候然共先年信仰仕候儀者相違無御座候

一、男子女子共出生仕候得者十字之判を當候と申佛江水を備へ紙を右水ニ漬其子之額ニ當候由ニ候得共私共委細之儀相辨不申候尤近年出生之子供江者右體之儀不仕候

一、年ニ兩度祝日ニ者半生ゟ少し氣を付給物を拵佛江備家内限心祝仕魚類等も有合候得者佛江相備申候

一、彌三右衛門後家とめ申上候私方江木地藏ニ丸ヤと佛名付候を持傳罷在候ニ付此度差上候處御取上ニ相成申候右之外佛像佛書之類持傳候品決而無御座候

一、私共家々ニ已前ゟ仕來候怪敷風儀五ケ年已前ニ相止候段申上候得共証據も無御座宗門之儀者毎々嚴敷被仰渡も御座候得者早ク心底相改可申筈之處等閑ニ相心得不埒之段御吟味御座候此段可申上樣無御座奉恐入候

右之通相違不申上候　已上

文化二丑年十一月　　たつ　ふく　とめ　さや

その後文化四年には、『死人書上帳、卯四月、高濱村控』や『文化四年外十一月、死去人書上帳、高濱村控』によれば、四月のには無作母はん(六〇)を初めとして二二名の死者が記されている。また十一月のには、三月朔日相果てた家頭傳平(五四)、五月朔日相果てた金七女房さん(二九)、六月二六日相果てた權太郎父市平(七五)の三名を庄屋上田源作は御役所に報告している。『文化二年丑八月、宗門心得違者一家内限人別帳、天草郡高濱村』によればこれら二三名は心得違の者である。前の二二名はいつ頃からの死者であるか不明であるし、最後に記された異宗信之者傳平を除いては心得違の者ではあるまい。いづれにしても心得違の者に對する監視は怠つていない。

またおそらく異宗信者の行動を監視する要もあつたのであろう。『文化四年卯四月、行違人書上帳、高濱村控』には留岡御役所に宛て庄屋上田源作は、近年における二三一人の行違人を報告している。その最後には異宗回心之者が二名記されている。

五　キリシタンの宗教的性格

わたしは今までに記述してきた吟味日記とさらに高濱村の宗門心得違に關連する諸記錄によつて、文化二年における天草キリシタンの宗教的性格を能うだけ詳細に亙つて明白にしたい。最初に注目しておきたいのは、これらの多くの記錄を通して、異宗または異法信仰の者とか宗門心得違の者とか記してはあるが、彼らを直ちにキリシタンと名指していない點である。役人たちは天草は往古または先年切支丹一揆の地ということは述べていても、今回の吟味においてキリシタンの語は用いていない。この語はわたしが便宜上用いているのにすぎない。またカトリック信者のいわゆる靈名、長崎地方に現存するキリシタン信者のいわゆる「アリマ（アニマ）の名」も用いられていないで、すべて「異名」と記されている。これがどういう理由からであるかは明瞭でないが、努めてキリシタンとかアリマの名とかいうのを用いるのを避けているように思われる。あるいは根本的には佛教の立場に立たうとしているかに思われる。當局者としては政策上からもキリシタンと呼ぶのは余りに刺戟的であると惧れたのであろうか。

こゝでは先ず宗門心得違の者の家族構成について述べたい。カトリシズムは原則として家族の宗教であるからである。

（1）キリシタンの家族構造

この問題については他の記錄を渉獵して嚴密な檢討を試みなければならない。今は大略の傾向を窺うほかはない。

高濱村についてみれば、この問題に關連して『文化二年丑七月、御呼出之者共家內宗門心得違人數書上帳、高濱村』と『文化二年丑八月、宗門心得違者一家內限人別帳、天草郡高濱村』とが殘つている。後者によれば、列記された心得違人は合計三一六、男一七五、女一四一名となつている。このうち六五名、うち男三六、女二九名は十二才以下の白札付である。わたしの算はこの數と合致しないから嚴密ではないが、およその傾向を窺うために記せば別表の如くである。

この表によれば、九二世帶の總人數五〇〇のうち心得違の者三三八、そのうち男一九〇名、女一四八名となる。五〇〇名のうち一六二名は信者ではないわけである。

夫婦が結婚後も相共にキリシタンを信じていたわけではないことについては、若干の例示ができる。

キリシタンでない女がキリシタンの家に緣付いてきてからも依然として改宗しなかつた例として、『高濱村、異法信仰不仕家ゟ心得違之家江緣付候者共口書』がある。內容は左記の通りである。

家族之人數	心得違之者	男	女	家族之人數	心得違之者	男	女	家族之人數	心得違之者	男	女
五人	一人	〇人	一人	六人	五人	三人	二人	一七人	一四人	七人	七人
四	一	〇	一	八	六	三	三	（四）	四	一	三
一〇	一	一	〇	一三	一三	一三	〇	（七）	一七	一三	四
七	四	二	二	一	一	一	〇	（一一）	一	一	一
八	二	一	一	九	四	二	二	（六）	六	四	二
六	一	一	〇	三	三	一	二	（四）	四	一	一
六	一	二	一	（三）	二	一	一	（四）	四	一	三
六	六	三	四	（三）	三	一	二	（四）	四	一	一
六	六	二	三	四	二	一	〇	（四）	四	一	一
六	一	一	一	（五）	五	二	三	六	五	二	三
一一	三	二	一	（一）	一	一	〇	六	五	二	三
七	六	四	二	（一）	一	一	〇	四	四	一	一
二	一	一	〇	一〇	二	一	〇	四	四	一	一
五	一	一	〇	（五）	一	二	〇	（八）	八	三	五
一五	六	三	一	（三）	三	一	一	（五）	五	三	二
六	四	三	一	（三）	三	一	一	四	一	一	〇
五	一	二	〇	（三）	三	一	一	四	一	一	〇
一二	四	二	一	（五）	五	一	二	一	一	一	二
四	一	一	〇	一二	六	一	二	四	一	二	二
七	二	一	一	（三）	三	一	一	（四）	四	一	一
二	二	一	一	一二	九	一	一	（一）	一	一	一
一二	三	二	一	一五	一〇	一	一	（一）	一	一	一
三	六	二	一	一二	九	一	一	（三）	三	一	一
六	三	一	一	一二	一三	一	一	（一）	一	一	一

	五	五	六	五	四	三	二	五	九
	一	五	六	五	四	三	一	二	六
	一	四	四	一	二	一	一	一	三
	〇	一	二	四	二	二	〇	一	三
	（九）	四	五	三	三	（七）	（四）	（一）	九
	九	一	二	二	二	七	四	一	
合計	三	一	二	二	一	二	二	一	
	六	〇	〇	〇	一	五	二	〇	
五〇〇	（七）	（一）	（二）	（三）	（二）	（二）	（三）	八	九
三三八	七	一	二	三	二	二	三	七	一
一九〇	四	一	一	二	一	二	一	四	一
一四八	三	〇	一	一	一	〇	二	三	〇

註、（　）内の數字は推定。

一、私共親里者異法信仰之家筋ニ無御座候所嫁付候而者夫異法信仰之者ニ御座候ニ付夫ゟ相勸私共儀も內密ニ異法信仰仕候樣ニ而可有之委細有體ニ可申上旨御吟味ニ御座候　此段私共嫁付候後夫ゟ內密ニ異法信仰仕候樣申聞相勸候得共兼而親共且那寺大切ニ相守信仰仕候樣ニと申聞候儀ニ御座候間夫江相斷是迄異法ニ携候儀決而無御座何事も存知不申候

一、文五郎弟嫁ぎん密兵衛女房とら源吉女房せん彌助女房らく彌平治女房はる嘉七女房こめ五郎作女房ま津一同申上候私共子共も御座候得共壹人も異法ニ加江不申候是迄素人ニ御座候

一、源藏女房まき申上候私儀子共三人御座候處貳人ハ夫ゟ十文字判ヲ當候由ニ而異法同類ニ相加り居候得共壹人ハ右體之義不仕是迄素人ニ御座候

右之通間違不申上候　以上

これは百姓嘉兵衛女房ふひ（五〇）、福衛門女房きん（三二）、三二平女房太津（五〇）、源藏女房まき、密兵衛女房とら（廿八）、源吉女房せん（三二）、彌助女房らく（四一）、利助女房いと（四八）、彌平女房はる（三六）、嘉七女房こめ（三七）、五郎作女房まつ（廿七）一一名の申口である。

またキリシタン信者でない家に信者の家から縁付いてきた女たちの夫が、自分はいうまでもなく、子供にも異法信仰させていない旨を誓っているものに『高濱村異法信仰不仕家江心得違之家ゟ縁付參候ニ付其夫共口書』がある。

高濱村百姓、六平次（三七）、郡藏（五二）、熊左衛門（五三）、五郎兵衛（六一）、作藏（四〇）、彥左衛門（三九）、乙右衛門（三一）、善四郎（五五）、甚次平（四六）、勇左衛（三一）、彌作（三九）、五郎七（二八）、德兵衛（四七）、松兵衛（五二）、甚衛門（三五）、九左衛門（三八）、利八（三五）、一七名の申口である。

一、私共女房之儀異法信仰之家ゟ嫁付參候得者只今迄も異法信仰仕罷在私共も女房之勸ヲ以異法信仰仕子共之儀も出生之砌異法同類江相加江候儀ニ而可有之委細有體可申上旨御吟味ニ御座候

此段私共女房之親里ニ而異法信仰仕候儀一向存知不申緣談仕女房呼取候後何そ怪敷樣子及見候儀も無御座異法信仰之儀を女房ゟ相勸候儀曾而無御座是迄一向何事も心付不申候處女房親里之もの共是迄異法信仰仕候由此節初而承知仕驚入申候右之通ニ御座候得者子共之儀ヲ異法同類ニ入候儀も決而無御座候

右之通相違不申上候　以上

他村の信者の家から高濱村の信者でない家に緣付いてきた女たちが、個人としては何ら信仰していなかつたしまた嫁しては夫の家風に從うて佛教の信心を專らにしている旨を述べたのに『他村心得違之家ゟ高濱村異法信仰不仕家江緣付候者共口書』がある。

一、私共異法信仰之家ゟ素人江嫁付候者ニ御座候得者幼年之砌ゟ異法取行只今迄も內密ニ信仰仕罷在候儀ニ而可有之委細有體可申上旨御吟味ニ御座候

此段私共幼年ニ而親之手前ニ罷在候節者萬端親之申付ニ隨居候ニ付異法ニ携候儀も可有御座候得共何之勘辨も無御座候得者碇と相覺候儀も無御座嫁付以後者其家之風儀を以且那寺宗門を信仰罷在候外怪敷法儀等信仰仕候儀無御座候

一、私共親之手前ニ罷在候節親共ゟ申教候儀も無御座唱事等一向存不申嫁付候而者夫之家風ニ隨罷在異法之儀者夫江も相咄候儀無御座候

一、六平次女房いろ定作後家こや熊右衛門女房ふし作藏女房すみ乙左衛門女房津滿善四郎女房屋や甚二平女房せん勇左衛門女房はる彌作女房たつ權左衛門後家ちよ作左衛門後家りん五郎作女房こめ德兵衛女房いぬ松兵衛女房なつ三次左衛門女房とら九右衛門女房はる利八女房すゑ一同申上候私共子共も御座候處異法信仰之同類江相加候儀者無之哉と再應御尋ニ御座候得共兼而夫ゟ且那寺を相守り信仰仕候樣申聞候儀ニ付子共杯異法同類ニ入候儀曾而無御座候

これは高濱村百姓六平次女房いろ外二一名の申口である。

なお『心得違之家ゟ心得違不致家ニ緣付候以後心得違之儀不仕候分』として、はる（五六）、こや（三四）、かめ（四〇）、ふし（五〇）、しほ（五六）、すみ（三六）、とめ（廿八）、つま（三一）、やや（五五）、せん（四四）、はる（三二）、たつ（四四）、さよ（五八）、りん（六二）、なつ（八〇）、ねぬ（四〇）、せん（五六）、なつ（五四）、とら（三一）、はる（三五）、すゑ（三〇）の二一名の女が連記してある。

また『高濱村心得違之家ゟ異法信仰不仕家江緣付候者共口書』は百姓六平次悴市重（五）外三七名の者が左記のように母親から決して異法を教えられなかつた旨を誓つている。

一、私共母親里之儀者異法信仰之家筋ニ付私共も異法信仰之同類ニ相加り候儀ニ而可有之委細有體可申上旨御吟味御座候

此段私共母之親里異法信仰之家筋と申儀此節初而承知仕是迄私共江異法之儀を申教候儀杯決而無御座候何事も存不申候

キリシタン信仰が家族內においてどのような過程で傳えられているかも重要な問題である。これについては兩親とも熱心な信者であるのは比較的に少なかつたのではあるまいかと推定される。また父から子えという家族制度上の特色がかなり優位にはあつても根本になつているわけでもないようである。

『文化二年丑六月高濱村百姓之內宗門心得違之者傳來口書帳』は、誰から異宗門を傳えられたか、異名は何というかを記している。總人數九〇、うち男八三、女七名である。このうち

のすべてが廣意の家族關係によつて傳えられている。父母より傳來した者六名、父より傳うという者三七名、母よりという者三二名（うち女三名）、兄より七名（うち女二名）、叔父より四名（うち女一名）、祖母より傳うという者四名である。父または母より傳來した者が壓倒的に多數である。（ついでに異名はジュワン七六名、トメンス二名、ミギリス一名、ヘエトロ一名、それにマリア一〇名である。女七名のほか、男で紋兵衛（父より傳）ほか二名がマリアである。）この書面はキリシタンの傳來が極めて家族的であることを示すに有利である。しかし、事實はそのように單純ではない。信仰の傳來については各人によつて差異があることは後の『宗門心得違調方口上書帳』を一讀されれば明瞭である。文化年間における天草のキリシタンは必ずしも家族的傳承によるものでない。家族の中に信仰しない者も含まれている。また信仰しない家族のメンバーが新に改宗している場合もある。

（2）十文字判と異名

わたしは『文化二年丑六月、宗門心得違調方口上書帳、高濱村』は極めて興味を惹く資料であると思うので、こゝに採錄しておく。これは信仰經驗の諸相を示す貴重な記錄である。このうち〔　〕の中の記事は參考のため『文化二年丑七月十八日か、富岡御呼出、宗門心得違之者共吟味中日記、高濱村』から再錄したものである。

一　父九郎左エ門ゟ傳　　家頭宇之助母異名丸ヤ　たつ　六十八
五十年以前疱瘡流行除小屋ニ參居候節此唱を教申候
唱アンメンジュンス丸ヤ樣
一　母ゟ傳　家頭儀七伯母　異名丸ヤふく　是者大江村ゟ參候無作娘
唱　タツトカリヤシチヤノメント丸ヤ樣ニ拜ミ奉ル
一　甚左エ門母ゟ傳　家頭　異名ジュワン　嘉兵衛　卅二三年前庄作姉（甚左エ門姪）聟ニ相成候節私大病ニ付立願仕其序傳申候祭者甚左エ門方ニ參申候十二年前甚左エ門相果候後止可申氣合ニ相成居候處觀世音信仰仕候樣役座ゟ被御聞候ニ付心得違御存ニ而被御聞重て恐入五六年手違と改申候
唱　アンメンゼンス
一　九郎兵衛ゟ十文字判受申候紙を引さき水ニ浸し額に當水の初穗を少し呑申候　　家頭　異名　ジュワン　貞吉
唱　アンメンゼンスジュワン樣
一　母ゟ傳　家頭　平作伯父　異名ミギリス　七兵衛事　大三郎
是ハ崎津村七郎左エ門妹ニ而御座候ニ付私幼稚之時同所ニ而十文字判受不申候哉十九年已則母相果候　傳來不申候
唱　ミギリスガ丸ヤ樣ニ拜ミ上ケ可スル　アンメンゼンス〳〵
一　甚左エ門ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　廣作
祭不仕候
唱　アンメンゼンス丸ヤ樣
一　大江村樋渡善吉ゟ傳　家頭　異名ジュワン　七兵衛
是ハ廿四五年前五嶋江漁稼ニ參候節博奕ニ打負之時善吉ゟ勸候而此法を唱候へハ勝候段教申候其節ハ成程少々勝而錢三メ持申候善吉申ハ已來ハ大江村を回候而唱候へハ大江ニ屆候佛御受候段教申其後段々唱候而も仕合不宜自然と相恐凡十年半唱も不仕候十文字判ハ受不申候へ共名者付申候
唱　アンメンゼンス丸ヤ樣
一　甚左エ門ゟ傳　家頭　異名ジュワン　榮兵衛
唱　アンメンゼンス丸ヤ樣
一　母ゟ傳　家頭　平作母　異名マルヤ　まつ

是ハ崎津□□妹　祭ハ崎津ニ參申候家内ニ而ハ夫和作ニ恐れ口ノ内ニ而唱申右ニ付子供ニハ傳不申候

一　甚左ェ門ゟ傳　家頭　久右ェ門母　異名マルヤ　とめ

唱　アンメンゼンス丸ヤ様

一　彌市母ゟ傳　家頭辰之烝事　異名ジュワン　彌太郎

是ハ今富村貞平女十二三年已前傳十年前相果候ニ付傳來不申候

唱　アンメンゼンス丸ヤ様

一　養父次郎兵衛ゟ傳　家頭久五郎父　異名ジュアン　重助

是ハ大江村唐崎市之烝弟當村ニ入聟ニ參申候額ニ十文字當ル時アンメンジュンス丸ヤ様ト唱竹ニ而造候而十文字を當テ水を呑スル也

唱　丸ヤ様　三ケ月也　デイウス様御日也

ウキグルス水ニウイタルアンメンゼンス

水呑時之唱　ウキグルス。ウキグルス。水ニウイタル。ウキグルス。アンメンジンス。丸ヤ様。

山ニ入時之唱　ムネハヤツ。タネハコヽノツ。戸ハヒトツ。我行先ハ。アラランガサト。アンメンジュンス

寢時之唱　ゴザニクワン。キモノハフタヘ。身ハサンタ丸ヤ様ニアツケマスル。アンメンジュンス。

一　兄源藏ゟ習受候　家頭　異名　ジュワン　三次平

唱候斗ニ而十文字判ハ受不申候

唱　アンメンゼンスジュワン様

一　大江村　由左ェ門ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　三次平

是ハ十五年以前濕毒相煩四五年も治兼難儀仕候處私妻之伯母聟由左ェ門見舞ニ參候而此法を信仰仕候へハ病氣快氣致仕合も宜敷相成候間教可申候勸ニ付習受唱候事十年斗も仕申候此四五年相改居申候

唱　アシメンゼンス丸ヤ様

一　母ゟ申傳甚左ェ門ゟ十文字判受申候　家頭　異名　ジュワン源藏

細竹ニ而十文字を造有之候是を御道具と云此道具を佛ニ供候水ニ浸し唱云をして額ニ當申候祭ハ不仕候

一　卅四年以前又七長七私三人連ニ而大江村尾河内墓ニ夜分ニ參候事御座候さん錢ハ又七取集石の下ニ唱をいたし入申候

唱　アンメンゼンスジュワン様

一　兄源藏習受候通を唱候斗ニ而十文字判ハ受不申候　家頭　異名ジュワン　利助

唱　アンメンゼンスジュワン様

一　十三年以前甚左衛門ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　忠平

唱　アンメンゼンス丸ヤ様

一　久藏より傳　家頭　長平〔三十九〕

六七年前瀬戸ノ平田久藏ともやい作り候ニ付田ニ而晝休仕候節同人咄申候者此世ニ而ハ榮事叶い來世は善所に至り候法有之候其方も習候はハ教可申すゝめ候ニ付いかゞの法ニ候哉と尋候得者六道之辻ニ而十文字を見分ケ眞直ニ天上界江いたるとすゝめ申候手の合せよふ左の大指を下ニ敷き合する也十文字判致し道具同人所持不致候ニ付大江村越崎三右衛門方江參米一升錢百文持參致十文字判を受け名を付歸り候はゞ尙此上委細繪文等教可申得共外ニ誰も友も無之見合セ居候內皆々止め申候所其儘改申唱言等嚴ク申聞せ候とも只今は忘レ居申候

〔一、久藏と田ヲ最合作候へハ同人斗宜敷作出し私分ハ不作仕候ニ付如何之譯ニ而右体有之候哉と尋候處是ハ上作致候唱云有之と申ニ付習申候尤大江越崎の三右衛門へ米一升錢五匁持參致十文字判ヲ受參候て委細之事も教申候段申聞候へ共私足痛疝氣有候て參得不申候內ニ御大禁之儀習候事も不宜と存付相止申候凡六七年ニ相成申候

一　佛所持不仕候〕

一　十二年以前離別致候女房ゟ傳　別宅　平四郎〔五十二〕

是ハ傳候而二ケ月仕候內ニ女房欠落仕候所其儘相改居申候

唱　サントメ様。　アンメンゼンス

〔一、アンメンゼンス丸ヤ殿

一　女房ゟすゝめ教へ候得共兩三日之內ニ大嶋清四郎ゟ賴來福連木村へ田方收納ニ參候後ニて不身持之聞へ有之歸候上ニて叱り申候へハ欠落仕申候ニ

付未來迄も連立參候爲ニと申候女房讐之内二人と欠落致候儀甚以口惜敷不所存ニ候女房ゟ教候事故其儘捨申候」

一又七ゟ引入られ甚左エ門ゟ十文字受申候　家頭　異名ジュワン　恒作

唱　アンメンゼンス　丸ヤ様　ベンヨノハツヲ。アゲ奉る

一甚左エ門ゟ傳　異名　マルヤ　崎津ノ助藏女房　きち

唱　アンメンゼンス　丸ヤ様

一父戸右衛門ゟ仕來甚左衛門ゟ十文字判受る　家頭　異名ジュワン　友作

唱　アンメンゼンス　丸ヤ様

一廿四五年以前彦一ゟすゝめ受られ甚左衛門ゟ十文字判受る　家頭　異名　同　嘉藏

唱　アンメンゼンス様

一今富村孫介ゟ傳　家頭　異名　同　儀藏

是ハ私儀元今富村のものニて當村江養子ニ參申候

唱　アンメンゼンス丸ヤ様

一十五年以前妻ゟ傳　家頭　異名　丸ヤ　吉兵衛

唱　アンメンゼンス丸ヤ様

一大江村越崎三右衛門ゟ傳　別宅　異名　ジュワン　太藏

是ハ八年以前病氣ニ付同人ニ賴候へば治申候趣承及賴候處此佛を信仰仕候得ば病氣快身仕候斗りニも無之身上も宜敷相成候段すゝめ候ニ付傳申二ケ年仕候得ども却而仕合惡敷止メ申候

唱　サンタマル様。　ヲンタノミ申マス。アンメンゼンス。丸ヤ様ニアゲマスルト云テ。供物等仕申候

家頭　孫市

一弟次郎作癩病相煩何方ゟ傳候哉此法を信候得ば病氣快氣仕候由相加り願呉候様再三賴候得ども聞入不申候之處殊の外恨み申候ニ付無據同意仕候へとも半年斗り之内ニ相果申不宜事を願候故却而早く死候はと其後決而改居申候凡十七八年ニ相成申候右ニ付判も名も付不申候　別宅　藤作〔五十一〕

唱　アンジノヒメヨリンジヤ様ニタノミマス。アンメンゼンス丸ヤ様

〔一、アンメンゼンス丸ヤ殿

一土大黒壹ツ　マルヤ　先達而差上申候是ハ弟小屋ニ殘有之候品也

一弟次郎作癩病相煩此佛を信候へハ治候段人ゟ教候由何方ゟ習來候哉私共へ相加願呉候様左無御座候而ハ全治不仕と承候ニ付連而信呉候様賴申候無據加申候半年斗仕候内弟相果其後ハ改申候」

一兄彦市ゟ申次甚左衛門ゟ十文字判受る　別宅　異名　ジュワン　平助

唱　アンメンゼンス。　ジュワン様

一先祖ゟ仕來申候て甚左衛門母ゟ十文字判受る　家頭　異名　同　珍助

一祖母ゟ纏文唱言等承り書付置申候

唱　別紙書付差上ル

一珍助ゟすゝめ甚左衛門ゟ十文字判受る　家頭　異名　同　五作

唱　アンメンゼンス　丸ヤ様

一母ゟ傳　家頭〔異名　トメンス〕彌平

是ハ父久平久留村ゟ引越候ものニて卅年以前相果申候母の父は治郎右衛門と申跡□仕傳來知分り不申候十文字判幷名ハ付不申候

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一亡妻ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　傳平

是ハ大江村野中淺衛門娘十文字ハ受不申候へとも名は付申候

唱　ジュワンジュ様。　丸ヤ様　アンメンゼンス

一養父茂助ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　光兵衛

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一叔父由兵衛妻ゟ傳　別宅　異名　同　仁左衛門

是ハ茂作姉子孫繼絶傳來相分り不申候

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一繼父傳助ゟ傳甚左衛門ゟ十文字判受る　家頭　重作

唱　ジュワン様。　アンメンゼンス

一甚左衛門ゟ傳　別宅　異名　ジュワン　與之助

唱　アンメンゼンス。　ジュワン様

一 母ゟ傳甚左衛門ゟ十文字判受る　別宅　異名　同　禰松

唱　アンメンゼンス。　サンタ丸ヤ様

一 甚左衛門ゟ傳　家頭　異名　同　五八

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一 母ゟ傳　家頭　異名　トメンス　庄作〔四十六〕

私祖母ハ大江村越崎傳兵衛叔母此叔母より母に傳尤私父ハ入智ニ而私幼年の時相果死後ニ母より傳申候

一 祭日の初日をどみんごと云ふ由承申候其餘の名ハ存不申候母存生之内ハ大江村越崎三右衛門方ゟ前以爲知來仕來候得とも其後ハ近邊同様ニ二月十五日霜月十五日ニ仕申候三右衛門儀三年以前相果候此もの存生之内爲知來候而も五年來止メ居申候儀ハ熊と不申聞候

一 叔父甚左衛門十二年以前頓死仕其後十文字の傳授申候

唱　ドンサン〳〵。ミチノサントメサン。フリョウノワヅライ。アクジサイナン。ケガトンシ。ゴザラヌヨウニ。ツヽシンデ。頼ミ奉ル。アンメンゼンス

一 十五年前甚左衛門ゟ傳四五年行い申候處只今之女房ニ隱し居候而行得不申候

家頭　大工　異名　ジュワン　和四郎〔五十一〕

唱　アンメンゼンス。　サンタ丸ヤ様

一 甚左衛門ゟ傳　別宅　異名　同　幾平

唱　サンタ丸ヤ様。　アンメンゼンス

一 叔父甚左衛門ゟ傳ふ十文字ハ誰ゟ受候哉幼年の事ニ而覺不申候へども名は付居申候

家頭　異名　同　太次助

唱　サンタ丸ヤ様。　アンメンゼンス

一 先ノ舅甚左衛門ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　喜與作

此もの十四五年以前相果子孫斷絶傳來相分り不申候

唱　タツトキョフカリ。シチヤノサカラ。メントウホメタツトマリ玉へ。ヲレジナキトガ。ケガレナク。ヤドサレ玉フ。デウスノ御母ビロジン。サンタ丸ヤ様ニ。ホメタツトマイ玉エ。アンメンゼンス

一 兄彌作ゟ申聞ケ甚左衛門ゟ十文字判受る　別宅　異名　同　兵七

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一 父龍右衛門ゟ傳へ甚左衛門ゟ十文字判受る　家頭　異名　同　助藏

唱　クルギ様。　アンメンゼンス　先祖ボタイ□エ。　アリショ飯ノ事ノ初穗。ベンヨ（酒ノ事）ノ初穗ヲ上ケ奉ル

一 母ゟ傳　別宅　異名　同　彌市

是ハ今富村定平姉十年前相果傳來相分り不申候

一 甚左衛門ゟ十文字判受る

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一 甚左衛門母ゟ傳　家頭　長七　父　異名　同　兵左衛門

長七儀ハ甚左衛門ゟ但十文字を授る時は汲上の水に紙の小よりを浸し其小よりを額に當て其水を不殘呑する也手の合せ様ハ左の指を盡ク下に成してくい違い候様ニ合セ申候

唱　家祝也　ヲミノゴヒクハン。コノセンチウニヲイテモ。キズヲ蒙リ。シシイヨビイダシ。スビリシヤアリ。カツセン。シュリヲヲイサセ玉フ。コノ界ニ於テモ大將トシテ。ヲシ奉ル。天ニトツテモ。ヲントリ合セナリ玉フ。ハカライ頼ミ奉ルアンメンゼンス丸

一 甚左衛門母ゟ父伊右衛門江傳父ゟ私ニ傳甚左衛門ゟ十文字判受る　家頭　異名　同　伊八

唱　アンメンゼンス。　サンタ丸ヤ様

一 大江村尾ノ河内善兵衛より傳　家頭　庄藏　父　異名　同　久藏

唱　御親デウス様母也　サントメ丸ヤ様娘也

種蒔ク時ノ唱　モロ〳〵ノキリシタン。シルベキジヤウ〳〵ノ事也。蒔ク ニ於テハ。女ノギデウス。ヨロワナグソクノモノモヲ。作リアテシ玉フ。万事ニ叶イ玉フ。アツトアラユルモノナラバ。ヲヽサズト云事マモナイ事。アンメンゼンス〳〵

神前ニテハ　片結也　タツトキョウカレ。シチヤノサカラ。メントフタツトマレ玉エ。ヲレジナクトヤケガレナシヤドサレ玉フ。デウスノ御母ビルジ

ンサンタ丸ヤ様。アンメンゼンス〳〵

片結也　二ツニテ一結也　ウミノゴフクハン。コノシンチウニヲイテハ。キズヲカウムラシ。スベリシヤアリカツセン。ヲンミテンマシマセバ。コノ界ニヲイテハ。大将トヲシ奉ル。天ニ於テハ。ヲントリ合セナリヨウニ。アンメンゼンス〳〵

家祓　デウスノヲンマヱニ參リ候。コンタヲトリアゲ。フザモジキ。天ニ向テ手ヲ合セ。トガノヲン宥シヲクダサルヽヨウニ。ニクシンノトガ。日ニ千七十七度ノトガニ落ル。デウスノクリキヲ以テ。ノガシ玉ヱ。アンメンゼンス〳〵

佛經ヲ消ス法　キリズ丸ト云合掌也合掌ハ經ト云心　片結也　キリヽズ。キリステレズ。キリヽズバテノト。コトヤノドロボウメシ。チブタノソヲ〳〵。ゼヱメンデウス。ネブトニモウソウ。ノウヅウシイ。イチネンナゼントタツヨウニ。セリヤア。エブラノウ。サンタ丸ヤ。アンメンゼンス〳〵

片結也　二ツニテ一結　アメ丸ヤ。ガラサアベンナン。ドウマンテエクウ。エヽントツウレヤア。エリモノ〳〵。エヽスベゼンツウ。シツツウ。ベンツウ。ツヤアジンヅウ。サンタ丸ヤア。ヤマアテツテル。ウラベスノ。ノウブカ。ノウビカ。トウリイヤア。ノウキリエノツチ。ヲヤモロツチ。アンメンゼンス〳〵

カナシミノ合掌　カナシミノ内ニヨミ候　カナシミノクハンニン。ゴカチウノコト。第一女ノジリギリストウ。ヲンゴバツシヤウ。ノゾマセ玉フ。シヨヽマンヨノモンノウチニテ。ヲンチノアセヲ。ナガサシ玉フ。ヲン合掌ナサレ玉フ。第二女ノジリシトウ。石ノ柱ニカラミ付ケラレ。カズ〳〵チヨウチヤク。ウケラレ玉フ。第三女ノギリ〳〵ストウ。ヲンコウベヲ。イバラノカムリニ。ヲンヲシ込ミナサレシ玉フ。第四女ノギリ〳〵ストウ。クルスヲカタニカルワラシ玉フ。イエノ山ニノボラシ玉フ。第五女ノギリ〳〵ストウ。クルスニカヽリテ死シ玉フ。石ノニクワンニヲサメラレ大地ノソコニ沈メ玉フ。三日メニハヨミガエラレ。万事ニ叶ハセ玉フ。ソレニイレタル人。シヽタル人。タヾシ王ワンガタメニテ。アマクダラシ玉フ。カタヲリカネテマシマセバ。チリヤベンヤ。サンヤキリス。アルトアラユルモノナラバ。ヲヽサズト云事。マモナイ事。アンメンゼンス〳〵

家頭　清兵衛

一妻ゟ傳

是ハ友七妹十文字判受不申名も付不申候

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一兄清兵衛ゟすゝめ申候

別宅　金七

唱　アンメンゼンス丸ヤ様

一亡父孫右衛門大江村ニ博奕打ニ參り殊之外負申候節誰ニ而候哉此法を傳候得バ博奕ニ勝チ候と申ニ付傳行い申候由私三十二三才之時亡父申候者行い候而も次第ニ負ケ既ニ身代も立兼候間其方も止め候様遺言ニ仕置候ニ付改居申候凡三十年餘之事ニ御座候

家頭　異名　ジュワン　櫨左衛門

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一廿年以前相果候女房ゟ傳　家頭　儀右衛門

是ハ又七妹私江すゝめ込ミ又七方ニ參候得とも養父母に恐れ行得不申候右ニ付未十文字判も受け不申名も付不申候

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一甚左衛門ゟ十文字判授り候由母ゟ承置候ニ付此段申上候

家頭　異名　ジュワン　善吉

私儀六歳の時亡父母を離別仕私儀崎津村佐和之丞ニ呉レ申候崎津ゟ新田ニ遣置廿三歳之時亡父相果候節罷歸り其後ハ所々奉公稼ニ罷越近年家を持候而母を呼入養申候右ニ而行い不申候得とも母ゟ承置候ニ而申上候

一甚左衛門ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　嘉七

唱　ジュワン。　丸ヤ様　アンメンゼンス

一甚左衛門ゟ傳　家頭　異名　同　嘉衛門事　五郎作

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ様

一祖母ゟ亡父長兵衛ニ傳父ゟ私ニ傳申候　家頭　異名　丸や　伊左衛門

此祖母は崎津村ほどやい助次郎妹

一甚左衛門ゟ十文字判受る

唱　アンメンゼンス。　サンタ丸ヤ様

一母ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　傳作
甚左衛門母ゟ十文字判受候由ゟ承る

唱　アンメンゼンス。丸ヤ樣　親先祖ジュワン樣江飯ノ初穗を供エ奉ル

一母ゟ傳　別宅　異名　丸や　紋兵衛
是ハ崎津ほとやい助次郎妹

唱　アンメンゼンス。　丸ヤ樣

一茂助ゟ傳　家頭　惣吉父　異名　ジュワン　市兵衛
甚左衛門ゟ十文字判受る傳授致候後悋惣吉病氣ニ罷成久敷治不申佛神之罰と存付罷在候折柄準提觀音を授り五六年相止メ申候

唱　トヽジュワン。カヽ丸ヤ樣ニ唐芋ノ初穗飯ノ初穗を供エ奉ルアンメンゼンス

一大江村越崎ノ三衛門ゟ傳　家頭　太吉母　異名　丸ヤ　たま
十八年以前夫ノ弟吉藏病氣ニ付三衛門頼候節傳候へども行は仕不申候十文字判受ケ水の初穗を呑申候

唱　アンメンゼンス

一右同人ゟ傳　別宅　異名　ジュワン　吉藏
十八年以前病氣ニ而大江村越崎三衛門を、まじない貰候節此法を信じ候へば病氣快氣仕候斗ニ而も無之此世ハ仕合能く來世ハ善所ニ至るとすゝめ候ニ付唱云を習十文字判授申候四五日廻候而妻甚きらい候ニ付止メ祭ハ未不仕候

唱　アンメンゼンス。　丸や樣

一父磯右衛門ゟ傳　家頭　異名　へエトロ　重左衛門
祖母ゟ父ニ傳父ゟ私ニ傳申候此祖母ハ大江村野中茂左衛門叔母之由

唱　イヅルセンス。天ニアヲウ。アンメンゼンス

一右　同　斷　別宅　異名　ジュワン　兵右衛門

唱　アンメンゼンス。丸や樣

家頭　權太郎父　異名　同　市平

一母ゟ傳
是は重左衛門父磯右衛門姉

唱　アンメンゼンス。デイウス樣

一親市平ゟ傳　別宅　異名　ジュワン　源吉

唱　アンメンゼンス。デイウス樣

一右　同　斷　家頭　異名　同　市之烝

唱　アンメンゼンス。デイウス樣

一母ゟ傳　家頭　茂市父　異名　同　作平
是ハ重左衛門父磯右衛門姉

唱　アンメンゼンス。丸や樣

一父五藏より傳　家頭　異名　同　打平
是ハ父五藏先妻父ニ傳申候此女大江村野中淺右衛門姉

唱　アンメンゼンス。丸や樣

一祖母ゟ母江傳母ゟ私ニ傳申候此祖母ハ大江村野中銀平妹

家頭　異名　同　五郎事　友七

一甚左衛門母ゟ十文字判受る

唱　デウス樣。アンメンゼンス

一大江村尾ノ河内善兵衛ゟ傳　家頭　又右衛門母　異名　丸や　たま
先ノ夫又七ニ傳私へも傳仕來候得ども又七急病ニ而相果申御其後後夫傳四郎きらい候ニ付相止メ申候傳四郎も當年相果申候

唱　サンタ丸や。アンメンゼンス。丸や樣

一妻ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　宇吉
甚左衛門ゟ十文字判受る但妻ノ母ハ今富村嘉之助姉ニて妻江傳候由私ハ入聟ニ而御座候

唱　サンタ丸や樣。アンメンジンス

一甚右衛門（ママ）ゟ傳　別宅　幸內　母　屋す
名も判も授り不申候

唱　丸や樣アンメンゼンス

一大江父光右衛門ゟ傳　家頭　喜三郎父　異名　ジュワン　喜三兵衛
是ハ私儀三十六年以前ゟ當村江行越罷申候

唱　アンメンゼンス。丸や樣奉拜ミ

一 祖母ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　彌吉
是ハ只助養父庄作姉ニ而御座候此祖母ゟ父次郎七ニ傳へ父ゟ私ニ傳ふ
唱　タツトキヨウカリ。シチヤノサカラ。メントウホメタツトウ。ヲレジナキ。ケガレヤドサレ玉フ。リヤウスノ御母。サンタ丸や様。アンメンゼンス
一 右　同　斷　家頭　異名　同　伴藏
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 親ゟ申傳へ甚左衛門ゟ十文字判受る繼母茂ハ大江村里ノ福藏姉　家頭　異名　同　慶右衛門
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 大江村尾ノ河内善兵衛ゟ傳　家頭　異名　同　彦七
唱　サンタ丸や様。アンメンゼンス
一 母ゟ傳　別宅　異名　同　九郎吉
是ハ大江村樋渡し善吉妹
唱　アンメンゼンス。デイウス様
一 亡父彦右衛門ハ甚左衛門ゟ傳候由母ハ今富村要兵衛妹ニ而御座候私へハ父母ゟ傳ふ　家頭　異名　同　戸右衛門
但五六年以前母長病ニ而相果申此法を信ずれば息才ニして作等も宜敷と申し母□様ニ病難を受ケ候へば唱候無之事と存付候間其方も此節限り止メ可申亡父も申候ニ付五年程止メ申候
一 祭日今富要兵衛方ゟ爲知來候事も有之此方ゟ亡父彦右衛門尋ニ參候事も御座候
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 兄戸右衛門　同　斷　別宅　異名　ジュワン　久兵衛
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 養母より傳十文字判ハ受不申候　家頭　異名　同　彦十
唱　アナタ様ヤ。先祖様達チ。ト、ジュワン。カ、丸ヤ。捧ケ玉フ。奉ル。サカシカヨウニ。御マブリ。ナサレクダサレ。アンメンゼンス。サンタ丸ヤ様
一 廿八年以前父孫兵衛ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　宇平次
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 兄宇平次ゟ傳　別宅　異名　同　權太
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 養父庄作先妻ゟ傳へ私へハ養父ゟ傳へ申候　家頭　異名　同　只助
是ハ大江村尾ノ河内ゟ嫁來申候もの
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 三十五年以前母ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　安藏
是ハ只助養父庄作娘
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 十八九年前甚左衛門ゟ傳　家頭　異名　ジュワン　爲七
此法を信し候へば惡病快氣仕候と承り候而傳候得ども却而相重り申候定而神罰と存止メ申度思い罷在申候折節準提觀音を授り信仰仕五年程改申候
唱　マルヤ様。アンメンゼンス
一 兄甚吉何方ゟ傳來候哉相果候ニ付分り不申候習候斗ニ而祭も不仕名も付不申候　別宅　與茂作
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 右　同　斷　別宅　丹藏　母　ひめ
唱　アンメンゼンス。丸や様
一 廿年以前又七ゟ傳へ甚左衛門ゟ十文字判を受る　別宅　異名　ジュワン　長作事　廣七
四五年行い申候
唱　アンメンゼンス。丸や様アリショノ初穗。ベンヨノ初穗をすゑまする
〆　九拾軒
内　家頭　六拾貳軒　別宅　貳拾八軒

キリシタン信者にとつては洗禮が最も重要な儀禮であることはいうまでもない。幕府の禁教によつて神父を失つたキリシタン信者たちが、それがカトリシズムの傳統からしては非合法で

あるにしても、神父に代つて仲間の中の頭立つた者から洗禮を受けて、アニマの名を得たのは自然である。この洗禮のことを天草の信者たちは十文字判といつた。そして洗禮する人を概して水方といつたらしい。また善人様ともいつた。

十文字判を授くるときには、子供を誰かが抱いてお授けを受けた。しかし、この時代の天草のキリシタンの間では、抱き親の名をその子が貰うという慣行が嚴守されていたか疑わしい。抱き親、即ち代父、代母についての記事が見當らないし、またアニマの名即ち異名が極めて限られている。大江村では、生れた時の名ざしについて答えているのに、女子は丸屋、がらつしよ、男は壽庵、べとろ、いなつしよとある。しかし女子の異名は各村とも殆んど全部がマリア（丸屋）であり、男は大部分がジユワン（壽庵）である。例えば『宗門心得違惣人別異名覺帳、丑八月、高濱村』によれば、キリシタン信者計二五六のうち男一四〇、女一一六名となつているが女の實數は一一五で男は從つて一四一名である。一一五名の女はすべて異名がマリアで、これに紋兵衛がマリアである。これは誤記ではなく、他に男でマリアというのが二、三ある。これはカトリック的立場、ひいてまた他の場所のキリシタンから見ても、まことに驚くべき事實であろう。男一四〇名の異名のうちわけは、名付けなかつたと斷つている六名を除いて、ペエトロ三名、トメンス一名、ミゲリス一名のほかはすべてジユワンである。

『今富村百姓宗門心得違糺日記』には、おそらく水方であつた太平次申口として、出生の子供を宗門に入れるときには、本尊に水の初穗を供へその水に十文字を書き、またその水に紙を浸して子供の額に當てるとある。そして女子出生の場合は異名をマルヤとつけるし、男子出生の場合は同じように紙を額に當てゝ異名をあるいはジユワンあるいはヘトロとつける。そして宗門の者が死ねば俗名をやめて、この異名を唱え拜むという。これによれば、出生とともに洗禮を施していたと思われる。しかし、また「何十歳に相成候ても宗門に入候時は元の童子に成し、その者の後ろより外の者抱膝の上に戴水の中に十文字を書候て紙を浸し額に當て、その上にてアンメンジンスの唱方を傳申候」とある。新に改宗した者も、子供と同じようにして抱き親のもとで洗禮されたのである。しかし、抱き親の異名を貰うのではない。

高濱村では甚左衛が有力な水方であつたらしく、彼によつて受洗した者が多數ある。彼から十文字判を受けた源藏の申すところによれば、「細竹にて十文字を造有之候、これを御道具という、この道具を佛に供へ候水に浸し唱言をして額に當て申候」。甚左衛門の母から受洗した兵左衛門のいうところによれば、「十文字を授る時は、汲上の水に紙のこよりを浸し、そのこよりを額に當て、その水を殘らず呑まするなり」とある。太吉母たまのいわゆる「十文字判受け水の初穗を呑申候」である。

重助も水方であつたと思われるが、「竹にて造候て十文字を當て水を含まするなり」と いつている。九郎兵衛から十文字判を受けた貞吉は、「紙を引さき水に浸し額にあて水の初穗を少し含ませ申候」といつている。細竹やこよりにて十字架の形を作つて、これを額にあて、しかも水を含ませというのは、珍らしい儀禮である。

この十文字判を授くる者が必ずしも男でなかつたことは、例えば高濱村では甚左衛門母より十文字判受ると申上げている者が少くとも六人あることからも推測できる。これらの事實は、當時の天草のキリシタンの特異性を物語るものである。

頭立つた者、即ち水方などがいわゆる唱言に熟練していたことは、今までに述べた記錄によつて十分に了解できる。洗禮のとき、死者を送るとき、家祓としての「ヲミノゴヒクワン。…」、山に入るときの「タネハヤツ。…」、何事にも唱える「タットキョウカリ。…」など多くの祈り文句がある。その多くはラテン語が轉訛していて、理解し難い一種の呪文のようになつて傳承されている。水方により、または家によつて唱えごとに若干の差異のあることは、互いに共同して練習するようなことをしなかつたからであろう。これらの祈禱いわゆるオラッショの文句については他日考証してみたい。

(3) キリシタン信仰の諸相

キリシタン信者は數々の異物を崇拜していた。天草においては、おそらく天草の亂以後は、この種の異佛や法具は殆んど絶滅したであろうと想像される。しかし具體的な信仰對象を求めてやまない宗教信仰の心理は、種々な品物を新らしく崇拜の對象としている。佛像や民間信仰の對象物でも、キリシタン信仰の對象に切換えることに矛盾を感じていなかつた。具體的な信仰の對象、象徵を求めてやまない民衆の心理が如實に表明されている。『文化二年丑六月、佛像幷佛名仕候品差上候分覺帳、高濱村』には合計三八と外に珠數一つとがあげてある。丸鏡五面のうち三面はマルヤまたはサンタマルヤ、一面はデイウス、一面は佛名存不申候とある。鏡一面はクルギさま。大黑八つのうちマルヤさままたはサンタマルヤさま、あるいはジュワン丸やさま(ジュワンジュ丸やさま)というのが七つ、一つがジュワンさまと呼ばれている。壽老神二つとも丸やさま。辨才天一つマルヤさま。弘法大師二つ丸やさま。木像地藏一つ丸やさま。秩父三十四番歌緣起一つ丸やさま。佛像四面、うち一つはサンタ丸や、二つは佛名クルギとクルス、一つはデイウスである。クルギと申傳えている佛像一面は蠻國物と見え、小判よりも大きく、表にサンタ丸や合掌したる像があり、裏にははりつけに懸つた像がある。またサンタ丸やと呼ばれた佛像一面も蠻國物と見え、表にはサンタ丸や右の手に子を抱きたるあり、裏には厩の中にて產をする體の像ありという。また佛名クルスの一面

には、表に合掌した像があり、裏にはクルスに懸りたる體の像あり。またデイウスと稱する一面には、表にサンタマルヤ右手に子を抱き候圖がある、蠻國物と見られている。金時一つはジユワン丸やさま。西行法師一つクルギさま。そのほか數多くの錢が、丸やさま、ヲンクルギさま、デイウスさまなどと呼ばれている。目貫一つはジユワンさまと呼ばれている。

蠻國物と思われるほんとの聖像が三、四保存されていたほかは、すべて國内の諸像や一文錢などをキリシタン的な神聖な名をつけて崇拜していたのである。象徴としての聖具は佛教のそれと同一であつても、そこに盛られている觀念内容はまつたくキリシタン的である。そこにまた役人たちが、いわゆるその佛名を嚴重に取調べて書き記している理由がある。錢などを除いて、多くのこれらの異像は頭立つた者が所持して、もとはその家に一定の期日に集つて禮拜し、また洗禮などのときにも禮拜したものらしい。

これらの聖像崇拜からも、またさきに記した信者たちの唱言がらみても、この當時天草のキリシタンの信仰は壓倒的に聖母マリア（サンタ・マルヤ）の崇拜であつたことが判明する。

天草のキリシタンたちはどういう理由からこの異法を信仰していたのであろうか。もちろん、單に祖先傳來の信仰であるから續けていた者も多數であつたろう。その場合でも信ずる理由はもつていたに違いない。高濱村の『宗門心得違調方口上書帳』などから考察してみれば、この法を信ずれば息才であつて作物や漁獲なども宜しく、またこの世で良いだけでなくあの世では善い所に住めると弘く信じられていたらしい。信者は天地のデウスさまを作神と奉つて、不慮の煩、頓死の咎、惡事災難の無之ように祈つている。作神というのは本來は造物主の意味であつたかも知れないが、作物の神と考えられている。天草のキリシタン信者たちも、多くの庶民の信仰に共通して、現世利益的な信仰に立つていることは疑いもない。疱瘡の流行したときに信仰したり、濕毒や大病に罹つたから信仰したというのが少くない。殊に高濱村百姓の家頭孫市、別宅藤作の申口のような、弟が癩病に罹つたが兄弟ともに改宗しなければ治らないというので、信仰したというのもある。また同村長平の述べているところによれば、久藏ともやい作りしたとき、久藏の作が良いのはキリシタン信仰しているからだと聞かされて入信している。

同村七兵衛は昔五島に漁稼ぎに行つたとき、博奕に負け、この法を唱えれば勝つと聞いて入信している。其節は少し勝つたが、その後唱えても仕合宜しくないので、凡そ十年このかた唱もしないといつている。彼は十文字判は受けなかつたが名はジユワンとつけている。ジユワン權左衛門もまた博奕に負けて入信したが、父からキリシタンを行うても次第に負け身代も立かねるから、お前もやめよといわれて三十年來やめていると申して

いる。平四郎は、この世限りでなくあの世までも連立つために信心してくれと女房に頼まれて入信したが、そのすぐ後に女房が他の男と駈落したのが口惜しくてやめたと述べている。

信仰したが功徳がないからやめたという例は多い。これは吟味に際して、役人たちに追従して偽りを申しているとは思われない。現世利益がないからやめたにすぎない。ジュワン太藏は、この佛を信仰すれば病氣快氣になるだけでなく身上も宜しくなるとすゝめられて、二ヶ年信心したが、却つて仕合悪く、それでやめた。また吉藏は病氣したとき、この法を信ずれば、病氣が治るだけでなく、この世では仕合よく來世は善所に至るとすゝめられて入信したが、妻が甚だ嫌うのでやめたと申している。市兵衛は十文字判を受けた後、悴惣吉が病氣になり久しく治らないので、神佛の罰と存じていたが、その折準提觀音を授り五六年やめていると申している。このような例は數多い。指導的な立場にある熱心な信者を除いて、庶民の信仰は功徳がなければすぐに懐疑的になつて棄教しがちなものである。キリシタン信仰者のすべてが殉教的精神の權化であるかのように速斷するのは誤りである。わたしは約一世紀半以前の天草キリシタンの信仰には、いろいろな宗教經驗の變相があつたことを特に指示しておきたい。これは現存する他地方のキリシタンの性格を分析し綜合するためにも有力な示唆を與えるだけでなく、日本キリシタン史を再檢討するためにも、一つの貴重な史實を提供するものである。このことはもちろん若干の熱烈なキリシタン信者がいて、指導者としての役割を果していた事實を否定するものではない。これらの人々は迫害にも屈せずキリシタン信仰を持續してきた原動力であつたろう。

文化年間における天草のキリシタンについては、さらに多くの觀點から考察しなければならないが、こゝでは特にその宗教的性格を觀察し分析するに止めた。

附記。諸記錄の判讀については竹内理三教授を煩わすところが大であつた。こゝに感謝の意を表したい。誤讀の箇所があれば、その責任は一に筆者にある。